

機能要件についての意見照会結果と対応案

該当項目	回答者	修正前の文	修正案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考
基本要件 1 - 1							
(1) 共通機能							
N o. 1 (共通/EUC機能他)	構成員			「積極的に認める」と「統計・一覧表で例外的に認める」の考え方に矛盾を感じる。最低限出力しなければならない統計・一覧表を示せるならば標準化できるのではないか。事前に予測不可能で、県への提出など外的要因のためどうしても対応しなければならない帳票等に対してのみ限定的に認めるという趣旨にすべきではないか。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	「積極的に」を削る。
N o. 1 (共通/EUC機能他)	構成員			●(賛成) 統計・一覧表は、標準化し住民記録システムの機能として出力する。通常、必要と認められないものは、住民記録システムの機能としても、EUCとしても不要と判断する。 ⇒そもそも行う意味のない作業と整理する ●ただし、当該統計・一覧表の要否が自治体ごとに異なり得る合理的な事情があるものについては、例外的に、「特別の知識のない職員がその都度簡単に必要な帳票を作成できる程度のEUC」で対応させることとする。 ⇒住民基本台帳に関する事務以外で住民基本台帳を利用するためのデータ作成処理（住民アンケート、〇〇該当者調査等）への対応。	0 (この項目においては) 修正しない	0	賛成意見であるため。
N o. 1 (共通/EUC機能他)	準構成員	通常、必要と認められるものについては、EUCでなく、住民記録システムの機能として出力することとし、通常、必要と認められないものについては、（住民記録システムの機能としても、EUCとしても）不要と判断する。		通常、必要と認められるものについて、住民記録システムの機能として何を出力するのか標準仕様で定義すべきと考えます。（例：異動件数表、年齢別男女別人口調、指定区別人口調、閲覧名簿、転入通知未着者一覧、外国人住民切替対象者一覧等）	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	住民記録システムの機能として出力する様式については、御意見のとおり、整理する。
N o. 2 (共通/アクセスログ管理)	構成員			PKG事業者、IaaS事業者など、だれがログを出力するかは問題ではない。システムとして備えるべき機能としてログ機能を標準化するのであって、その実現を業務PKG側、IaaS側どちらでやるかは実装の問題。もし、実装も含めて標準化するというのであれば、あえての言及は不要。準拠対象がクラウドで提供されるサービス単位であれば、サービス（システム）としてログ機能があることを保証を求めるとき。準拠対象がパッケージソフトウェアであるとすると、運用系の機能が範疇外となるのは当然であり、本検討の全体としておかしくなってしまふ。準拠対象の考え方を今一度明確にし、ヒアリングに際して回答のスコープを明示すべき	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o. 2 (共通/アクセスログ管理)	準構成員	取得したログは、情報開示請求に対応する期間である最低5年間保管するとともに、オンラインでの検索・照会、EUC機能を用いた後日分析が簡単にできること。		5年保存と分析が要求機能にあるので、中間標準レイアウトに盛り込む旨の検討が必要です。最低限必要なログの内容を明示するか、中間標準レイアウトでログのレイアウトが明示されれば、記録の過不足が判断できる。	7 別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第8回分科会以降に対応を検討する	0	趣旨を確認する。
N o. 2 (共通/アクセスログ管理)	準構成員	IaaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自身がログを提供できない場合は、IaaS事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が自治体に提供されるようにすること	パッケージベンダがIaaS事業者を利用している場合は、IaaS事業者のログはIaaS事業者と協議することにより、何らかの形で本機能が自治体に提供されるようにすること	自治体がIaaS事業者と直接契約している場合は、IaaS事業者のログは責任分界によりパッケージベンダでは当該機能を提供できないため。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o. 2 (共通/アクセスログ管理)	準構成員	オンラインの場合は対象となったレコード	処理対象者	表現上の分かりやすさのため	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	「レコード（処理対象者等）」に改める。
N o. 2 (共通/アクセスログ管理)	準構成員	対象ファイル	印刷ファイル	修正必須ではないが、わかりやすい表現があれば修正願います。	0 (この項目においては) 修正しない	0	原案でも意味は明らかである。
N o. 2 (共通/アクセスログ管理)	構成員	操作者ID、日時、ファイル名、オンラインの場合は対象となっ	操作者ID、日時、ファイル名、端末名、オンラインの場合は対象となっ	オンラインもパッチも端末名が共通で必要と考え、共通事項に盛り込みました。	1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 2 (共通/アクセスログ管理)	構成員	理名・プログラム名、端末名、処理・交付場所等	理名・プログラム名、処理・交付場所等	167に関わり、端末名を削除	1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 2 (共通/アクセスログ管理)	構成員			多く使われる検索例を示しました。	1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 3 (共通/操作権限管理) ☒	構成員	二要素認証		二要素認証・・・管理できることは説明としておかし。また以後の説明が二要素を前提になっていない。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	後段でも「二要素認証」は出てくるため、指摘の箇所の「二要素認証」は削る。後段の「二要素認証」の箇所は、非機能要件としてセキュリティポリシー等を確認する。
		組織単位、利用者単位で		ここまで細かく決めるのであれば、組織、利用者に加え職位・職権も必要	0 (この項目においては) 修正しない	0	アクセス権限を利用者単位で設定できれば、職位・職権単位でも設定できるため、独自の機能として職位・職権単位で設定できる機能は不要である。なお、本項目記載のとおり、操作権限はパッチ処理で一括メンテナンスできることとしている。
		のほか	に加え		1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 3 (共通/操作権限管理)	準構成員	なりすまし利用を防止するために要素認証を利用可能とする。	なりすまし利用を防止するために二要素認証を利用可能とする。	脱字	1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 4 (共通/操作権限設定)	準構成員	「戸籍の表示」、「個人番号」、「住民票コード」の項目を表示又は非表示に設定できること。	他課参照の画面にて住民記録以外の事務担当者に対して、「戸籍の表示」、「個人番号」、「住民票コード」の項目を表示又は非表示に設定できること。	住民票の記載事項であり、住民記録実務者が左記項目を参照せず事務を行えることが想定されない。弊社パッケージにおいては、住民記録システムでは左記項目に対しての権限設定はしておらず、他課参照用の住民記録照会画面にて左記項目に対しての権限設定を行っている。	1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 4 (共通/操作権限設定)	構成員	「戸籍の表示」、「個人番号」、「住民票コード」の項目	「個人番号」、「住民票コード」、日本人住民については「戸籍の表示」、外国人住民については「在留資格等」の項目	【考え方・理由】L342に「戸籍に関する情報等機微情報～」とあるところから、外国人住民にとって、機微情報は、在留資格等に当たるのではないのでしょうか？	3 今回は事務局案を示さない（第7回分科会において議論する）	1	「在留資格等」の表示・非表示を切り替えるニーズがあるかを確認する。
N o. 8 (共通/バッチスケジュール管理)	構成員			なにが自動実行されるのか不明。バッチ処理なのだから当然に自動実行なのでは。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	「また、統計のようにバッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物であるExcel等を作成する場合、自動実行する仕組みを用意すること。」に改める。
N o. 8 (共通/バッチスケジュール管理)	準構成員	また、統計のようにバッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物であるExcel等を作成する場合、RPA等によりオペレータを介さず自動実行されるようにすること。	また、統計のようにバッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物であるExcel等を作成する場合、自動実行する仕組みを用意すること。	「RPA等」とはなっているが、RPAで無くともExcelマクロでもよい。等つきではあるがRPAという手段を具体的にせず、「仕組み」でよいのではないか。なお、RPAにも当然ライセンス料が発生するため、パッケージ標準でRPA前提とした場合、各自治体にRPAのライセンス料が別途必要になる。	1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 8 (共通/バッチスケジュール管理)	準構成員	また、統計のようにバッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物であるExcel等を作成する場合、RPA等によりオペレータを介さず自動実行されるようにすること。	また、統計のようにバッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物であるExcel等を作成する場合、オペレータを介さず自動実行されるようにすること。	RPAではなく標準機能として提供されるべきであるため。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	「また、統計のようにバッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物であるExcel等を作成する場合、自動実行する仕組みを用意すること。」に改める。
N o. 10 (共通/文字情報基本要件)	構成員			文字管理機能とは？	3 今回は事務局案を示さない（第7回分科会において議論する）	1	文字について、住民記録システム標準仕様書上、どのように取り扱うかを検討する。
N o. 10 (共通/文字情報基本要件)	準構成員	ベースフォント	削除	文字に関する部分は、非機能要件に当たる部分であり、住民記録システムとしての記載は不要と考える。	3 今回は事務局案を示さない（第7回分科会において議論する）	1	文字について、住民記録システム標準仕様書上、どのように取り扱うかを検討する。
N o. 10 (共通/文字情報基本要件)	準構成員	【ベンダ独自の文字管理機能】ベンダ独自の文字管理機能は原則不可とする。但し、システムに必須であり、影響がシステム内に留まる場合のみ、別途事前協議によって認める。なお、直接ベンダ独自の文字管理機能を使用していなくても、システム上の制限がかかる場合には原則不可とする。		文字情報基本要件のベースフォントについては、前回回答の弊社見解の通り、ベースフォントを統一することは導入のネックとなる可能性が大きいと判断しています。今回の見直しでは、『ベンダ独自の文字管理機能は原則不可とする。但し、システムに必須であり、影響がシステム内に留まる場合のみ、別途事前協議によって認める。』とありますが、事前協議により、『住民記録システム内は、ベンダ独自の文字管理でも、外部への連携時は、指定フォントで連携する』という認識と理解しました。この認識でよろしいでしょうか。	3 今回は事務局案を示さない（第7回分科会において議論する）	1	文字について、住民記録システム標準仕様書上、どのように取り扱うかを検討する。
N o. 10 (共通/文字情報基本要件)	構成員	共通基盤システムに登録された外字が使用できること。	共通基盤システムに登録された外字が使用でき、文字コードから外字が入力できること。	No.33【考え方・理由】にもある通り、判別された文字コードからコード入力ができるのが望ましいと考えます。特に外字の場合、かな変換ではデフォルトで表示されず、コピー等を駆使して使用しているのが現状です。誰でも簡易的に欲しい外字の文字コードがすぐ判り、その文字コードで入力できれば、コピー＆ペーストは大幅に省かれ、適切に文字がセットされます。	3 今回は事務局案を示さない（第7回分科会において議論する）	1	文字について、住民記録システム標準仕様書上、どのように取り扱うかを検討する。

該当項目	回答者	修正前の文	修正案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考
N o . 1 0 (共通/文字情報基本要件)	構成員			課題指摘内容に賛同します。新戸籍統一文字の内容が詳しく示されていないが戸籍の文字に合わせることであれば住記・戸籍共通で使える文字体系を目指していく方針を含めることができないか。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	文字について、住民記録システム標準仕様書上、どのように取り扱うかを検討する。
N o . 1 1 (共通/中間標準レイアウト仕様での出力)	準構成員	XML形式(レイアウト仕様)	XML形式(レイアウト仕様)またはCSV形式	中間標準レイアウトでは、CSV形式での出力も規定されているため。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	「XML形式(レイアウト仕様)」を「XML形式(レイアウト仕様)又はCSV形式」に改める。
N o . 1 2 (共通/検索機能)	構成員			No2と同じ	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o . 1 2 (共通/検索機能)	構成員			トレー(ホッパ)まで必要。来庁者数の少ない窓口では、改ざん防止用紙とコピー用紙を1台のプリンターで使い分けのため。	0 (この項目においては)修正しない	0	必要という意見が主だったため、原案を維持する。
N o . 1 2 (共通/検索機能)	構成員			改ざん防止用紙の出力制御に必要	0 (この項目においては)修正しない	0	必要という意見が主だったため、原案を維持する。
N o . 1 2 (共通/検索機能)	構成員			トレーの指定は必要とする団体が多いと考えます。通常、証明書は改ざん防止用紙で取り扱うため、印刷テスト等では、トレーを変えて白紙の用紙で印刷します。この機能が無い場合、白紙の用紙を改ざん防止トレーに挿入し、職員が代替運用を行います。その際、割り込み印刷に気を付ければ支障はなく、便利機能と考えます。(※多くの事業者が標準で備えている機能だと想定しています。)	0 (この項目においては)修正しない	0	必要という意見が主だったため、原案を維持する。
N o . 1 2 (共通/検索機能)	構成員			本市においては市民センターや総合支所では、住民記録以外の事務も行っており帳票の種類も多いため、そこそこでトレー指定を行っています。	0 (この項目においては)修正しない	0	必要という意見が主だったため、原案を維持する。
N o . 1 2 (共通/検索機能)	構成員			白紙と改ざん用紙の使い分けが必要な場合があるため、記載は必要と考える。	0 (この項目においては)修正しない	0	必要という意見が主だったため、原案を維持する。
N o . 1 2 (共通/検索機能)	構成員			証明発行用の改ざん防止用紙と事務処理用の白紙を使い分けているのでホッパ指定が必要です。	0 (この項目においては)修正しない	0	必要という意見が主だったため、原案を維持する。
N o . 1 2 (共通/検索機能)	構成員			証明書を発行する際のプリンタやトレー(ホッパ)は、指定が必要。一度選択した設定内容は、次回から自動的に設定されることで、操作が簡略化される。端末やプリンタの追加、変更があった際、指定することが可能。	0 (この項目においては)修正しない	0	必要という意見が主だったため、原案を維持する。
N o . 1 2 (共通/検索機能)	準構成員	IaaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自身がログを提供できない場合は、IaaS事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が自治体に提供されるようにすること	パッケージベンダが端末提供事業者を兼ねる場合は、パッケージベンダが画面ハードコピー機能を提供するが、端末提供事業者が別の場合は、その事業者が画面ハードコピー機能を提供されるようにすること	自治体が端末提供事業者を別途契約している場合は、責任分界によりパッケージベンダでは当該機能を提供できないため。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o . 1 2 (共通/検索機能)	準構成員	住民記録システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能、ハードコピーの印刷機能を有すること	-	考え方・理由に「住民基本台帳システムは、住民基本台帳事務実施者だけが使用するわけではなく、他課では他のシステムと同じ端末を使用することが一般的である。よって本機能は、住民基本台帳の要件としては記載しない。」とあり、記載内容と矛盾があります。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o . a (共通/バックアップ・リカバリ)	構成員			No2と同じ	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o . a (共通/バックアップ・リカバリ)	準構成員	IaaS事業者がバックアップ等についての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自身が本機能を提供できない場合は、IaaS事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が自治体に提供されるようにすること	パッケージベンダがIaaS事業者を利用している場合は、IaaS事業者のバックアップ機能はIaaS事業者と協議することにより、何らかの形で本機能が自治体に提供されるようにすること	自治体がIaaS事業者と直接契約している場合は、IaaS事業者のバックアップ機能は責任分界によりパッケージベンダでは当該機能を提供できないため。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o . a (共通/バックアップ・リカバリ)	構成員			『「中間標準レイアウト仕様」準拠』として問題はないのかを確認する必要があると考える。N o . 1 1の【考え方・理由】にもあるとおり、項目不足等を懸念して記載している。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	
(2) マスタ管理							
N o . 1 3 (マスタ管理/公印選択)	構成員			前橋市公印規則上で不足する機能要件はありません。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	
N o . 1 3 (マスタ管理/公印選択)	構成員	※構成員公印規則より抜粋(公印の刷込み等) 第8条 総務課長に届け出て承認を得た公印の使用については、前条の規定にかかわらず、これらの文書に公印を刷り込むこと(電子計算機による印刷を含む。)等により押印に代えることができる。			3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	
N o . 1 3 (マスタ管理/公印選択)	準構成員	ただし、個人番号カード等のカード券面に印字する公印についてのみ、赤色の選択ができること。	削除	個人番号カードへの印字は住基システムの要件対象外としてよいと考えるため。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	
N o . 1 3 (マスタ管理/公印選択)	準構成員	なお、電子公印は最大25mm角の黒色とし、本庁・各支所ごとの登録管理は不要とする。ただし、個人番号カード等のカード券面に印字する公印についてのみ、赤色の選択ができること。		弊社パッケージでは、当初、公印を赤色で出力していましたが、導入団体様からインク代のコストが高いため、黒色のサポートを要求されたため、黒色に変更した経緯があります。公印の色については、導入団体様の判断で選択できることで良いと考えます。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	
N o . 1 3 (マスタ管理/公印選択)	構成員			電子公印は長の電子専用印で設けられ、21mm四方、また支所区分を設けず、1自治体1個の電子専用印として統合。文書管理規定で公文書に押印としている。契印については、各事務要領で定めている。この文言で問題無し。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	
N o . 1 3 (マスタ管理/公印選択)	構成員			当市では、『電子印を公印の押印に代えることができる』と規定している。また、電子印自体の台帳登録は規定していない。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	
N o . 1 3 (マスタ管理/公印選択)	構成員			L676～「支所・出張所の専用公印を持つ機能は不要。」とあるが、公印条例に支所単位の公印を定めている団体は、条例変更が必要となる。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	
N o . 1 3 (マスタ管理/公印選択)	構成員	都道府県名を印字		前の文では「選択できること」であるのに、ここは「印字すること」とあって、絶対印字でになっているのは矛盾しないか。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合には、の意味であるが、趣旨を明確化する。なお、当該取扱い(指定都市・特別区における都道府県の表示)については、第7回分科会において議論する。
N o . 1 3 (マスタ管理/公印選択)	構成員			都道府県名省略は行わなくするという方針変更でしょうか。本庁・支所ごとの登録管理不要については、現行公印で他区分発行の発行拠点管理を行っているが、証明書管理番号での管理も可能と思われるので支障なしと考えます。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	当該取扱い(指定都市・特別区における都道府県の表示)について、第7回分科会において議論する。
N o . 1 5 (マスタ管理/認証)	構成員			氏名空欄は許容されるのか。政令市の場合、区長が証明するが公選職でないという事情がある。補職名のみで可能であれば異動時の年度切り替えが不要にできる。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	氏名は、事務処理要領第2-4-(1)-⑥-ウに、「記名押印」とされていることから必要であり、空欄は許容されないため、【考え方・理由】の3段落目は削る。
N o . 1 6 (マスタ管理/本庁・支所管理)	構成員	システム利用化等		標準仕様として「等」はできるだけ避けるべき。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	「等」を削る。
N o . 1 8 (マスタ管理/住所辞書管理)	構成員	自動更新されるようにすること		「自動更新」が不明確。何に対して自動になるのか	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	趣旨を確認する。
N o . 1 8 (マスタ管理/住所辞書管理)	構成員	ても管理できること。郵便番号で住所入力ができるようにし、郵便番号マスタ	ても管理できること。住所かな入力または郵便番号で住所入力ができるようにし、郵便番号マスタ	多くの自治体が住所コードを入力する際、郵便番号ではなく、かな入力で運用しているのではないかと想定しています。例えば、転入で自団体であれば、郵便番号での検索(偶々、覚えているなど)はまだスムーズですが、転入前住所の入力においては転出証明書情報(転出証明書には郵便番号の記載はありません)だけだと、住所かなを入力する以外なく、住所かなを入力システムからの応答を待ちます。例)東京都構成員神明⇒(ト ヒ シ)の頭三文字をセットすることで候補地がユニークとなって表示されます。これが郵便番号のみの検索だと、①郵便番号の検索、②7桁の数字を入力、と手数が増えると考えられます。)なお、次世代型窓口で入力業務をRPA等で入力支援する場合は、郵便番号変換でも構わないと考えます。	1 修正案のとおり修正する	1	住所コードのかな入力のニーズ及び住所郵便番号のニーズを確認
N o . 1 9 (マスタ管理/方書管理)	準構成員	また、住所を表記する際、3階以上の建物の部屋番号は方書ではなく住所の枝番号として記載するため、	また、住所を表記する際、市区町村ごとの定める一定戸数以上の部屋番号は方書ではなく住所の枝番号として記載するため、	3階以上というのは指摘のあった団体様のローカルルールだと思われます。都内の団体では20戸以上未満かで判断されます。	1 修正案のとおり修正する	0	

該当項目	回答者	修正前の文	修文案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考
No. 20 (マスタ管理/文字溢れ対応)	構成員			印字上の文字溢れとデータベースや変数における文字列長の文字溢れを混同していないか この規定は印字における文字溢れ(印字領域不足)の内容と思われる	0 (この項目においては) 修正しない	0	印字上の文字溢れ対応については、必要という意見が主だったため、原案を維持する。
No. 20 (マスタ管理/文字溢れ対応)	準構成員			文字溢れ対応は可能です。文字数により、フォントの縮小や改行対応は可能です。	0 (この項目においては) 修正しない	0	印字上の文字溢れ対応については、必要という意見が主だったため、原案を維持する。
No. 20 (マスタ管理/文字溢れ対応)	準構成員			文字溢れをおこさない対応をとることは、誤った証明書を出力しない上で必要な対応と考えます。	0 (この項目においては) 修正しない	0	印字上の文字溢れ対応については、必要という意見が主だったため、原案を維持する。
No. 20 (マスタ管理/文字溢れ対応)	準構成員			システムの内部処理は可変長として処理することは可能ですが、紙への出力は印字領域(サイズ)の縛りにより固定長(最大印字可能文字数の制限あり)になってしまいます。 システムテストにおける評価基準の明確化や工数削減等の観点からも、固定長が良いと考えます。	0 (この項目においては) 修正しない	0	印字上の文字溢れ対応については、必要という意見が主だったため、原案を維持する。
No. 20 (マスタ管理/文字溢れ対応)	構成員			フォントを縮小して印字する対応にも限度があるため、帳票印字領域の制約により文字溢れが発生する場合には対応が必要。	0 (この項目においては) 修正しない	0	印字上の文字溢れ対応については、必要という意見が主だったため、原案を維持する。
No. 20 (マスタ管理/文字溢れ対応)	準構成員			「文字溢れは、ホストコンピュータ時代より固定長が前提であった処理方法に起因するものであり」という前提認識が違うと思われる。オープンシステムであっても帳票レイアウトの定義モジュールがあるはずで、その定義モジュールでは印字桁数を指定するはず。また、システムが扱えるフォントサイズは8ptが最小など制限があり。文字溢れの考慮は今後も必ず必要。	0 (この項目においては) 修正しない	0	印字上の文字溢れ対応については、必要という意見が主だったため、原案を維持する。
No. 20 (マスタ管理/文字溢れ対応)	構成員			帳票の性質や項目の表示領域に応じて、許容できる最小のフォントサイズを指定する必要があると思われます。 【構成員の例】 証明書 氏名:12 住所等:10 発行番号等:9 確認リスト:8 ※外字の正確性を確認するためには最小は8ぐらいまで	0 (この項目においては) 修正しない	0	印字上の文字溢れ対応については、必要という意見が主だったため、原案を維持する。
No. 20 (マスタ管理/文字溢れ対応)	準構成員	-	-	弊社では帳票における文字溢れが発生しないように、該当項目内に全ての文字が収まるよう文字サイズ、ピッチを自動調整し文字溢れが発生しないよう帳票設計をしております。今後標準仕様の中で帳票に出力する文字サイズ、桁数が制限される場合は、文字超過表記を実施した上で、超過した項目は別紙に出力するなどの対応が必要と考えます。	0 (この項目においては) 修正しない	0	印字上の文字溢れ対応については、必要という意見が主だったため、原案を維持する。
No. 20 (マスタ管理/文字溢れ対応)	準構成員			住記システムが可変長に対応できても、住基ネットや関連住民情報システムが対応できていないため、文字溢れ対応は必須です。印字文字数もDB格納文字数も標準化した上で、文字溢れしたときの運用を標準化するのが現実的と考えます。	0 (この項目においては) 修正しない	0	印字上の文字溢れ対応については、必要という意見が主だったため、原案を維持する。
No. 20 (マスタ管理/文字溢れ対応)	構成員			桁溢れしないように可変で文字数調整が求められる項目に氏名等が一般的に考えられますが、住民票に記載するそもそもの氏名欄の枠制限があるかと想定しています。 最大値で氏名欄の枠を確保すると、全体のバランスが悪くなるので、例えば、100文字を限度として、それ以上は桁溢れリスト対応というのが現実的ではないかと考えます。住民票等を見た市民、提出先企業の利用にも配慮し、適切な文字数制限(またはフォントサイズ制限)が良いと考えます。 また、この考え方は、75文字から100文字を受け入れられるとし、75文字以内であれば通常フォントサイズで見やすく発行する等、工夫があると良いと考えます。 例えば示された標準帳票(世帯票)においてレイアウトを拝見し、氏名欄を最大60文字(10.5ポイント)で想定し、以下のような手法があると考えます。 例) 世帯票の個人氏名欄が10.5ポイントで最大60文字記載可能とした場合、 ①個人氏名が15文字以内であれば、一行で12ポイントで記載をすること ②個人氏名が16文字以上60文字以内であれば、最大4行で10.5ポイントで記載をすること ③個人氏名が61文字以上であれば、空白の対応とし桁溢れリストを出力し手書き対応ができること。 なお、当市の仕様案を文言にした場合以下のとおりです。 【個人氏名欄】 小さい文字の場合 35文字×2行(最大70文字) 大きい文字の場合 20文字×1行とし、個人氏名文字数に応じて出力が可能なこと。	0 (この項目においては) 修正しない	0	印字上の文字溢れ対応については、必要という意見が主だったため、原案を維持する。
No. 20 (マスタ管理/文字溢れ対応)	構成員			システムの文字溢れはだめです。コンビニ等対応できないなど対応は限られますが。情報がなければ対応しようがありません	0 (この項目においては) 修正しない	0	印字上の文字溢れ対応については、必要という意見が主だったため、原案を維持する。
No. 20 (マスタ管理/文字溢れ対応)	構成員			外国人氏名もあることから、可変長処理を可能として良いのではないかと考える。	0 (この項目においては) 修正しない	0	印字上の文字溢れ対応については、必要という意見が主だったため、原案を維持する。
(3) 検索・照会							
No. 23 (検索・照会/処理画面)	構成員	ペンダの判断に委ねる		標準仕様上、ペンダに委ねることを標準化するという表現は適当ではない。どうしても書くならば、表記の詳しきは規定しないとかなような表現で十分ではないか。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	「規定しない」という表現に改める。
No. 24 (検索・照会/操作性)	準構成員	端末のセキュリティを確保しながら、キーボードのみで画面操作が可能であること。	端末のセキュリティを確保しながら、キーボードとマウスで画面操作が可能であること。 個人番号(マイナンバー)については、画面の初期表示時には表示されず、個人番号表示ボタンを押下する等の追加の操作を行うことで表示されること。	IE等のブラウザで画面表示するシステムにおいては、マウスでの操作の方が操作性が良いと思います。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	記載を維持すべきか議論する。 なお、文字拡大機能についての記述は、No.33の修正に合わせて修正する。
No. 24 (検索・照会/操作性)	準構成員	端末のセキュリティを確保しながら、キーボードのみで画面操作が可能であること。	操作に成熟した職員の処理速度向上のため、標準的な操作以外(ショートカット等)の熟練者用インタフェースを用意すること。	操作性や入力補助機能等は、ペンダの創意工夫の範囲であり、過度な標準化は行わない方が良いと考えます。 キーボードのみの画面操作に限定することは、マウスやタッチパッド等の他の入力インタフェースによる効率化を妨げることになるため、限定しない方が良いと考えます。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	記載を維持すべきか議論する。 なお、文字拡大機能についての記述は、No.33の修正に合わせて修正する。
No. 24 (検索・照会/操作性)	準構成員	近年ではRPAで自動化する際、キーボード操作のコマンドを直接アプリケーションに送信することで、バックグラウンド処理で自動化が可能となるメリットもある。		(意見) RPAで自動化することに関してはキーボードに限定するものではなく、また住民記録システムでRPAで自動化できる機能があれば標準仕様に記載すべきと考えます。 RPAの操作対象はキーボードのみでなく、マウスやダイアログの選択、入力まで含むため、かならずしもショートカットキーなどの機能はRPAの利用に必須というわけではない。そもそも構成員および他の準構成員からすでにRPAの対象となるような重要な機能があるのであれば、標準化の対象としてよいのではないのでしょうか。 修文案は削除。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	記載を維持すべきか議論する。 なお、文字拡大機能についての記述は、No.33の修正に合わせて修正する。
No. 26 (検索・照会/基本検索)	構成員			No.25で「ふりがな」と呼ばれているものと、この「カナ氏名」の違いが不明確	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	全体を通じて、「ふりがな」に統一する。

該当項目	回答者	修正前の文	修正案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考
N o. 2 6 (検索・照会/基本検索)	準構成員	カナ氏名	カナ氏名 (かな氏名)	N025の考え方・理由にあるとおり、住基ネットにおける検索が平仮名を使用しているため。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	全体を通じて、「ふりがな」に統一する。
N o. 2 6 (検索・照会/基本検索)	準構成員	(例：外字を選択するための手書き入力、手書き入力による文字選択等)	(例：外字を検索するための手書き入力はできなくてよいが、内字と同様に、読みや画数、部首などで検索できる。)	高額な日本語入力FEPを導入するまでして対応する必要はないと考えます。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o. 2 6 (検索・照会/基本検索)	準構成員	外字検索、検索文字選択のためのサポート機能が提供されていること。(例：外字を選択するための手書き入力、手書き入力による文字選択等)	-	文字入力の機能は住民記録システムの標準化の範囲外と考えます。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o. 2 6 (検索・照会/基本検索)	準構成員	(例：外字を選択するための手書き入力、手書き入力による文字選択等)	(例：外字を選択するための手書き入力や部首、画数、読み等による文字選択等)	手書き入力に限定せず、部首、画数、読み等の記載を設けた方がよい。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o. 2 6 (検索・照会/基本検索)	準構成員	カナ通称名	カナ通称	現行法では通称が正しいです。当仕様書において、「通称名」は一括で「通称」に置換した方がよいのではないのでしょうか。(以後、同様の指摘は記載していません)	1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 2 7 (検索・照会/あいまい検索(清音化検索等を含む))	準構成員	統一文字による検索により	-	統一文字という用語が曖昧。(住基ネット統一文字、戸籍統一文字など。)	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	No.10とまとめて議論する。
N o. 2 7 (検索・照会/あいまい検索(清音化検索等を含む))	構成員	統一文字による検索により異体字等も包含した検索ができること。	正字による検索により外字も包含した検索ができること。	既存住記システムの入力時、統一文字を確認できないシステムもある。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	No.10とまとめて議論する。
N o. 2 7 (検索・照会/あいまい検索(清音化検索等を含む))	構成員	スペースキー	スペース		1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 2 8 (検索・照会/異動履歴検索)	準構成員	検索	照会	日付で検索をしたいわけではなく、検索した個人の異動履歴の日付を照会する流れとなります。	1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 3 2 (検索・照会/統柄表記)	構成員	これらは全て「縁故者」として	これらは4世代以内で表記するか、4世代で記載できない場合は、「縁故者」として	「祖父」は「父の父」または「母の父」、「甥」は「兄の子」など、4世代以内で表記可能。	1 修正案のとおり修正する	0	
(4) 他業務連携							
N o. 3 4 (他業務連携/他業務照会)	準構成員	住民記録システムから他システムに最新情報を照会できること。	住民記録システムから他システムの最新情報を照会できること。	表現上の分かりやすさのため	1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 3 4 (他業務連携/他業務照会)	準構成員	職業	削除	国保での職業の管理までは規定されていないと考える	1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 3 4 (他業務連携/他業務照会)	準構成員	国民健康保険の被保険者該当の有無、職業、被保険者証又は被保険者資格証明書の記号番号、資格取得・喪失年月日	国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日	職業は通常は記載しておりません。国保システムでの保持していませんので、連携もできませんので削除した方がよいと考えます。また、記号番号を記載していることはあっても、広域化された現在では最新を維持することはできません。目的とコストパフォーマンスを考えた場合、記号番号は削除した方がよいと考えます。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	「職業」及び「記号番号」を削ることについて、第7回分科会において議論する。 ※ 事務処理要領には、記号番号が示されているが、法令事項ではないので、その必要性について検討会で議論する。
N o. 3 5 (他業務連携/番号連携)	構成員		なお、登録された副本情報の履歴管理確認ができること。	前回提出した修正案が反映されていないため。	1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 3 5 (他業務連携/番号連携)	構成員	情報ネットワーク	情報提供ネットワークシステム		1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 3 7 (他業務連携/宛名連携)	構成員	同期連携又は即時に反映する非同期連携		同期連携と即時の非同期連携はあきらかに性質が異なる機能のため、まとめて表現すべきではない。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o. 3 7 (他業務連携/宛名連携)	準構成員	他システムに対し、個人番号を含む住民記録データが連携(提供)できること。文字情報は文字要件で指定した変換テーブルをもとに、変換後の文字で提供できること。	文字情報は文字要件で指定した変換テーブルをもとに、変換後の文字で提供できること。または、提供先の他システムで変換できるように情報提供すること。	他システムが複数ある場合、住基システムが他システムの文字コードに変換するように、読み取れるため。「他業務」「他システム」の内容を名言した方がよい。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o. 3 7 (他業務連携/宛名連携)	準構成員	他システムに対し、個人番号を含む住民記録データ(住民および150年除票を含む除票者のデータ、住登外データは含まない)が連携(提供)できること。	他システムに対し、個人番号を含む住民記録データ(住民および150年除票を含む除票者のデータ、住登外データは含まない)が連携(提供)できること。		4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o. 3 7 (他業務連携/宛名連携)	準構成員	文字情報は文字要件で指定した変換テーブルをもとに、変換後の文字で提供できること。	他業務連携側で文字コードの指定がある場合は、文字要件で指定した変換テーブルをもとに、変換後の文字で提供できること。	市内の他業務連携では、連携先で文字コード変換を行うケースもある。そうでなければ、住記側は「税連携用」、「国保連携用」、「介護連携用」などの連携先に応じた変換テーブルを管理する必要がある。一般的に、住記1：連携先1(例：CS、中間サーバ、団体内統合宛名、自治体の宛名基盤など)であれば、文字コードが指定されそれに応じた変換を住記側で行うが、市内の各業務個別に連携を行う場合には連携先で文字コード変換を行う。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o. 3 7 (他業務連携/宛名連携)	準構成員	文字情報は文字要件で指定した変換テーブルをもとに、変換後の文字で提供できること	記載削除	システムの提供方法(PaaS、IaaS)によっては責任分界により、当該機能を提供できない場合があるため。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o. 3 7 (他業務連携/宛名連携)	準構成員	2つの機能を備え、自治体がタイミングを選択できること	2つの機能のいずれかを備え、自治体がタイミングを選択できること	L1209に記載の「リアルタイムか準リアルタイムのいずれかの機能は必ず搭載する」と矛盾するため。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o. 3 7 (他業務連携/宛名連携)	準構成員	文字情報は文字要件で指定した変換テーブルをもとに、変換後の文字で提供できること。	削除	連携先のシステムによって、文字コードの種類が異なり、一般的には連携先のシステムが住民記録システムの文字コード体系に合わせ変換しています。本要件を住民記録の標準要件に記載することは、住民記録システムに改修を発生させるだけでなく、保守のコストを著しく増大させます。連携先に必要とするコードに変換するか、標準的な文字コードを定める方向で議論されることを検討願います。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o. 3 8 (他業務連携/戸籍システム(附票))	準構成員			住基ネット経由で問題ありません。ただし、戸籍のマイナンバー対応時には連携の仕組みを若干変更する予定です。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o. 3 8 (他業務連携/戸籍システム(附票))	準構成員			●デジタル手法により、管内および管外本籍人について、住民記録システム→住基ネット→戸籍システムの経路で戸籍附票記載事項通知情報がデータ連携される予定になっています(J-LIS既存住基システム改造仕様書7.01【暫定版1】)ので、問題ありません。住民票参照情報の提供については、N o. 3 7 (他業務連携/宛名連携)に含めて検討していただければ良いと思います。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o. 3 8 (他業務連携/戸籍システム(附票))	構成員			全自治体で管外本籍人と同様、住民基本台帳ネットワークを通じて附票と連携させて、住民基本台帳ネットワーク側で支障が出なければ良いです。(都道府県サーバまで電文が全て流れるようになる認識です)	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o. 3 8 (他業務連携/戸籍システム(附票))	準構成員			戸籍附票NW対応における「既存住基システム改造仕様書(本編)【暫定版1】第7.01版」において、「初期突合開始日以降は、住所地と本籍地が同一の市区町村である場合、同一の市区町村でなかった場合と同様に戸籍附票記載事項通知情報の編集とCSへの登録を行う」と記載された。戸籍附票NW対応における初期突合開始日以降は、CSを通じて附票に連携することになるので、標準の記載としては不要でよいと考える。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o. 3 8 (他業務連携/戸籍システム(附票))	構成員			管内・外本籍人問わず、住民基本台帳ネットワークを通じて附票と連携させる仕様に従います。(現在は、電子送付前のみで管内・管外を仕分けして対応しています。)余談ですが、本件、日次バッチで纏めて一括実行している団体が多いため、その際、本方針に沿えば、附票への到達が一日遅れる可能性がありますが大した問題ではないと思っています。費用対効果を見込んだシステム統一と考えます。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o. 3 8 (他業務連携/戸籍システム(附票))	構成員			附票の送付先は住記システムまたは中間サーバで制限を行っています。方法を特定すべきではないのではないかと。また本市では、市内での届出とCSで附票通知を受け取った分は違う事由で記載している。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o. 3 8 (他業務連携/戸籍システム(附票))	構成員			連携システムが増えることによる考慮(文字変換、責任分界点など)が必要となるため、直接連携の方がシンプルと考える。	4 APPLIC等と連携して検討	0	

該当項目	回答者	修正前の文	修正案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考
N o . 3 8 (他業務連携/戸籍システム(附票))	構成員		<p>【標準仕様書案】</p> <p>管内本籍人の住所異動(転居等)時には、住基ネットCSを経由せず、戸籍システム内の附票に住所情報が直接連携できること。併せて、住基ネット連携機能として、</p> <p>①自市区町村の住基ネットCSに連携しない、</p> <p>②自市区町村の住基ネットCSに連携するが、自市区町村の住基ネットCSから通知されてきた附票を戸籍システム内の附票に連携しない、</p> <p>等の方法で重複通知が発生しないようにすること。</p> <p>【考え方・理由】</p> <p>管内本籍人の住所異動(転居等)時に、管外本籍人と同様、住民基本台帳ネットワークを通じて附票と連携している団体と、管外本籍人と異なり、住民基本台帳ネットワークを介さずに住民記録システムと戸籍の附票を直接連携させる団体があります。前者は住基ネット側で共通機能として提供できているというメリットがありますが、既存住記システムから住基ネットCS、住基ネットCSから戸籍附票システムと2回の文字コード変換が必要となります。それぞれ1:1対応であれば直接連携と同様の結果を得ることができますが、1:N対応が含まれると異なる結果となります。</p> <p>データを戸籍附票側で受け取るまでは大きな差が出ないかと思われれますが、受け取った後に附票に自動反映できる率を上げるためにも、直接連携の機能が有効と考えます。</p>	本機能を加えるべきと考えています。住基ネットCSを経由した場合2回の文字コード変換の過程で1対N変換が介在していると整合処理の際に文字コード相違が多数発生するのではと懸念しています。現状、住記・戸籍間では1:1対応を実現できていますが、対住基ネットでは縮退している部分があります。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
(5) 抑止設定							
N o . 4 0 ・ 4 1 (抑止設定/異動・発行抑止)	構成員			個人単位で十分に業務運用可能。	0 (この項目においては) 修正しない	0	構成員から個人単位・世帯単位の両方で対応が必要との意見があったため、また準構成員から特に異論がなかったため、原案を維持する。
N o . 4 0 ・ 4 1 (抑止設定/異動・発行抑止)	構成員			当市システムでは、個人単位での設定となっている。世帯に抑止対象者がいる場合、世帯票の発行時等に警告等がポップアップされる。このような機能であれば、個人単位で問題ないとする。	0 (この項目においては) 修正しない	0	構成員から個人単位・世帯単位の両方で対応が必要との意見があったため、また準構成員から特に異論がなかったため、原案を維持する。
N o . 4 0 ・ 4 1 (抑止設定/異動・発行抑止)	構成員		第一文「…可能であること。」の後に、下記一文を追加ください。 「この場合の「世帯単位」については、設定時に属する全ての個人に対し個人単位で設定できる機能では不十分で、設定後に当該世帯に属した者も対象とできるよう、世帯番号に紐づいた制御ができるようにすること。」	世帯主不在など全世帯員に関わる抑止などを漏れなく設定するために世帯単位での設定機能が必要と考える。	0 (この項目においては) 修正しない	0	構成員から個人単位・世帯単位の両方で対応が必要との意見があったため、また準構成員から特に異論がなかったため、原案を維持する。
N o . 4 0 ・ 4 1 (抑止設定/異動・発行抑止)	構成員		L1106~L1110について DV、ストーカー行為の被害者の保護のための支援措置について、異動入力や証明書発行時に処理の抑止を行えること。 抑止(警告メッセージを表示し処理を続行可能、警告メッセージを表示し支援措置責任者が解除後処理を続行可能、処理可能)は、適用期間の設定が可能であること。 抑止の一時解除の権限をもつ支援措置責任者を設定できること。 L1118~L1119について コンビニ交付及び住基ネットCSに加え中間サーバーの自動連携の記載が必要か協議してください。	支援措置については、総務省がこれまで発出している「総行住第60号」「総行住第93号」「総行住第111号」などに対応する必要があるのではないか。個人単位、世帯単位に対応できる必要がある理由は、同一世帯で、同じ内容を設定するケースが多く、設定漏れや誤り、設定解除漏れを防ぐことになる。	0 (この項目においては) 修正しない	0	構成員から個人単位・世帯単位の両方で対応が必要との意見があったため、また準構成員から特に異論がなかったため、原案を維持する。
N o . 4 0 ・ 4 1 (抑止設定/異動・発行抑止)	準構成員	なお、抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこと。	DV等はセンシティブな情報であるため、終了日を経過しても、警告等のメッセージは継続すること。	抑止の終了日を経過したら、無条件に発行できるようにしているため、自動終了しない仕組みを明示する必要がある。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	DV支援措置の場合、仮に被害者が支援措置の延長の申出を期限までに行わず、その結果として、支援措置の終了日をもって直ちに抑止機能が解除されると、被害者に危険が及ぶ可能性があるため、市町村では機械的に対応していないと思われる。ただし、終了日が到来すれば、アラートを表示することとしてはどうか(第7回分科会において議論した上で、エラー・アラート一覧において整理する)。
N o . 4 0 ・ 4 1 (抑止設定/異動・発行抑止)	準構成員	なお、抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこと。	-	終了日の意味がないのではないのでしょうか。			
(6) 本人通知制度							
N o . 4 6 (本人通知制度/登録管理)	準構成員		また、登録期間が満了する者について、本人通知期間満了のお知らせが出力できること。 対象者は、住登者及び市外に転出した除票者とする。除票者の本人通知の対象期間は当該除票者の除票の写しの発行対象期間内とする。 対象の証明書は、窓口で交付した「住民票写し」(除票の写しを含む)と「住民票記載事項証明書」とし、証明書を発行する際に、交付記録として交付請求者(本人/代理人/第三者)の記録(登録)ができること。また、証明書発行後に修正(交付請求者の選択誤りを修正)ができること。 本人通知制度システム導入時の機能として、本人通知制度対象者と交付記録の一括登録ができること。	除票者も対象とするか(除票者および除票の写し)、標準に記載したほうがよい。また、対象とする場合、対象とする除票者の除票後の期間も同様である。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	本人通知については、住民基本台帳制度として位置付けられていないが、住民記録システム標準仕様書としては、どのように位置付けるか、第7回分科会において議論する。

該当項目	回答者	修正前の文	修正案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考
N o . 4 6 (本人通知制度/登録管理)	構成員	交付記録として交付請求者(本人/代理人/第三者)…		実施していないので質問ですが、同じ世帯の別世帯員が交付請求者となる場合は第三者となり通知を行うのでしょうか	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	本人通知については、住民基本台帳制度として位置付けられていないが、住民記録システム標準仕様書としては、どのように位置付けるか、第7回分科会において議論する。
(7) 証明発行							
N o . 4 9 (証明発行/全部一部選択)	構成員	1人世帯の方が…住民票の写しは戸籍のように謄本と抄本の区別がなく、世帯全員である旨の認証文により示すニーズがあると考えられるため、「…世帯全員の…」という認証文は維持する。	1人世帯(又は複数人世帯)で全員の世帯員を選択した場合は、「この写しは、世帯全員の住民票の…」と「この写しは、住民票の…」の認証文を選択するものとする。	住民票は個人票の集合であり、戸籍と異なり謄本の概念に乏しく、どちらのニーズのあるので選択でよいのではないかと。しかし、コンビニ対応を考えると…	(この項目においては)修正しない	0	認証文については、事務処理要領第2-4-(1)-7-(7)のとおり、世帯全員の場合は、「世帯全員の住民票の原本」となる。
N o . 5 8 (証明発行/住民票コード通知)	構成員		削除 →132へ統合	業務区分の分類上で同じような要件定義をしているため、統合してください。	別案(備考に記載)のとおり修正する	0	機能要件No.132の「新規付番又は変更」を「新規付番又は変更・修正」に改めた上で、No.132に統合する。
N o . 6 0 (証明発行/特例転入を利用した転出)	構成員	特例転入	特例転入		1修正案のとおり修正する	0	
(8) 異動共通							
N o . 6 2 - 2 (異動共通/異動事由等)	構成員		国外転入、旧氏		意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	
N o . 6 2 - 2 (異動共通/異動事由等)	準構成員	世帯構成変更 個人番号訂正 軽微修正	「出生転入」は追加した方がよい 「世帯構成変更」は「世帯変更」にした方がよい 「個人番号訂正」は削除した方がよい 「軽微修正」は異動事由ではないでしょうか。	転出証明書にない出生子を転入させる出生転入が必要だと考えます。特にデジタル手続法により住民票コードを附票に記載する際に、通常の転入と明確に区別する必要があります。世帯変更は住基法25条に記載に合わせた方がよいと考えます。個人番号訂正に該当する法令はありません。誤入力による訂正であるなら、他の項目の訂正もあるべきではないでしょうか。軽微修正とは、「軽微な修正」のことではないでしょうか。住基法省令11条3-2に定める「軽微な修正」という用語です。住基ネットでは異動事由に該当するため、合わせて頂きたいです。	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	法制度上、出生届と転入届が同時に届けられた場合の異動事由は、「転入」と整理している。
N o . 6 2 - 2 (異動共通/異動事由等)	準構成員	●異動事由は、以下のとおり区分すること。 転入、出生、職権記載、帰化(増)、国籍取得(増)、転出取消、職権回復、在留資格変更による届出、国籍喪失(増)、 出入国在留管理庁通知職権回復、転出、死亡、職権消除、失踪宣告、 国籍喪失(減)、出入国在留管理庁通知職権消除、帰化(減)、 国籍取得(減)、転居、世帯分離、世帯合併、世帯構成変更、 世帯主変更、戸籍修正、職権修正、転入通知受理、住民票改製、 出入国在留管理庁通知職権修正、強制修正、区間異動、区間異動(除)、 通称届出、個人番号変更、個人番号修正、個人番号訂正、 個人番号記載、住居表示、住民票コード変更 ●届出通知等は、以下のとおり区分すること。 届出、通知、職権、申出、特例、記載、軽微修正 ●全部一部は、以下のとおり区分すること。 全部、一部、全部・全部、一部・全部、全部・一部、一部・一部、		本異動事由については、実装は必須との取り扱いとなるのでしょうか。取り扱いについて考え方の提示をお願いします。例えば、区間異動等、政令指定都市固有の異動ですからそれ以外の自治体には必要の無い異動事由です。必須の取り扱い扱いとした場合、ベンダーによっては区分していない異動事由が有り、追加となると周辺業務も含め多大な改修費用が発生します。 また、異動事由等の区分で気づき点を下記に示します。 ①異動事由のうち中間標準レイアウトに記載があり、不足しているもの 住所設定 法第30条の4 6 転入(たつき台のNo. 81-2にも記載有り) 法第30条の4 7 届出(たつき台のNo. 81-3にも記載有り) 転居取消 ②全部一部区分のうち中間標準レイアウトに記載があり、不足しているもの 全部(特例)、一部(特例) ③記載されている内容から類似の異動事由とし不足していると思われるもの 旧氏記載、旧氏削除、通称変更、通称削除	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	
N o . 6 4 (異動共通/異動日設定)	準構成員			外国人法改正の時に、国保で提示されたルールで生年月日を生成します。ただし、市町村の個別要求に対応できるように、月末にするか、1日にするかなどは、パラメータで設定できるようにしています。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o . 6 4 (異動共通/異動日設定)	準構成員			住民記録システムで、みなし生年月日等を作成しない(「不詳」のまま、他システムと連携する。「不詳」をどのようにデータとして保持するかは別途検討する)。	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o . 6 4 (異動共通/異動日設定)	準構成員			出生、死亡の日付以外に不詳は考えられないため、上記以外の異動日に関して不詳の記述は必要ないと思われる。出生、死亡の日付の考え方等の記載はNO136、NO137にあった方がよいのではないのでしょうか。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	
N o . 6 4 (異動共通/異動日設定)	準構成員	暦上日以外の年月日(例:うるう年でない年における2月29日)については、存在しない日付を許容すべきではないので、許容しない。仮に、うるう年でない年における2月29日が誕生日となっている場合等には、補正させ正しい日付として処理すべきである。		左記の通りの記載があるが、実際に暦上日以外の生年月日データがあり補正していない自治体では、理由として「戸籍でそうなっているから直せない」とのことである。許容せず補正必須を標準とする場合、「戸籍と一致せずとも住記側で補正してよい」まで記載が必要。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	戸籍の記載ぶりに合わせる実例が示されているが、当該記載箇所について第7回分科会において議論する。
N o . 6 4 (異動共通/異動日設定)	構成員	…が誕生日となっている場合等には、補正させ正しい日付として処理すべきである。		戸籍の補正(修正)は、困難である。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	戸籍の記載ぶりに合わせる実例が示されているが、当該記載箇所について第7回分科会において議論する。
N o . 6 4 (異動共通/異動日設定)	構成員			戸籍側(本籍地)が修正してくれないため住記側の修正ができないとの事情を聞いたことがある。戸籍側に補正の義務を負わせることができるのか、戸籍と相違でも住記側で取り決めることができるのかという懸念があります。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	戸籍の記載ぶりに合わせる実例が示されているが、当該記載箇所について第7回分科会において議論する。
N o . 6 5 (異動共通/本籍入力補助)	構成員	帯内の	世帯内の		1 修正案のとおり修正する	0	
N o . 6 5 (異動共通/本籍入力補助)	準構成員	帯内の同じ本籍・筆頭者を	世帯内の同じ本籍・筆頭者を	脱字	1 修正案のとおり修正する	0	
N o . 6 5 (異動共通/本籍入力補助)	構成員	帯内の同じ本籍・筆頭者を同時に修正する場合、最初に修正した本籍・筆	世帯内の同じ本籍・筆頭者を同時に修正する場合、最初に修正した本籍・筆	文言修正	1 修正案のとおり修正する	0	
N o . 6 5 (異動共通/本籍入力補助)	構成員	再転入者で、本籍地を本人の履歴から候補として選択できるようにした場合、市町村合併で現在存在しない本籍地は、表示されないようにする。	不要	ベンダーに既にある機能であれば削除する必要まではないが、再転入者で本人の履歴から選択は、婚姻・転出から離婚・転入等に限られたりまたその中で現在存在しない本籍地を表示しないことの要件は標準としては不要と考える	0 (この項目においては)修正しない	0	準構成員から特段の異論はなく、あって困る機能ではないため、原案を維持する。
N o . 6 7 (異動共通/入力確認・修正)	構成員	他課参照できることは不要		「できることは不要」とは出来ても出来なくてもよいということか?	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	「他課参照不可」に改める。
N o . 6 7 (異動共通/入力確認・修正)	構成員		なお、本機能が実装された場合も、その機能を用いるか用いないかは当該団体の判断となる。 履歴を残さず修正する機能を使用に入れられない場合には、この機能の実装は必須。	No67L1713に「なお、本機能が実装された場合も、その機能を用いるか用いないかは当該団体の判断となる。」があるため、仮登録についてNo68にもこの文が必要ではないか	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	No.68の方がNo.67より論理的に先であるべきため、No.67とNo.68の順序を入れ替え、仮登録の定義もNo.68に移す。No.67の【考え方・理由】にある「なお、仮登録という機能がない自治体もあることから、……」の段落及び「なお、本機能が実装された場合も、……」の段落はNo.68に移し、No.67に重複して記載することはしない。
N o . 6 8 (異動共通/審査、決裁機能)	準構成員	仮登録状態では、取消・修正等ができ、異動処理・証明発行・他業務(住基ネット等)連携については、抑止されること。	仮登録状態の情報では、取消・修正等ができ、異動処理・証明発行・他業務(住基ネット等)連携については、抑止されること。	N o . 6 7 (異動共通/入力確認・修正)では、「仮登録前のデータに基づく証明書を発行するようにする」とある。一方でNo.68では抑止するようにも読み取れる。仮登録状態が、仮登録異動中の対象者(人)なのか、仮登録異動中の情報(レコード)かをはっきり記載したほうが分かりやすい。	1 修正案のとおり修正する	0	
N o . 6 8 (異動共通/審査、決裁機能)	構成員			履歴を残さず修正する機能を仕様に入れられない場合には、この機能の実装は必須 とした表現が、何を想定されているのかご教示くださると幸いです。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	【考え方・理由】中の「履歴を残さず修正する機能を…」の段落は削る。
N o . 6 8 (異動共通/審査、決裁機能)	構成員	…異動者又は入力支所等…	…異動者及び入力支所等…	入力支所等ごとに表示ができなければ、非効率になる	1 修正案のとおり修正する	0	

該当項目	回答者	修正前の文	修正案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考
N o . 6 9 (異動共通／一括入力機能)	構成員	履歴データまで遡る必要はない。		意図が不明	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	当該箇所を削る。
N o . 6 9 (異動共通／一括入力機能)	準構成員	現住所は直前に入力した別世帯の現住所から適用できること。なお、ログオフした場合は適用できなくて構わない。	削除	別世帯の住所を表示することは入力誤りにつながる恐れがあり、あまり該当ケースがないと想定されるため	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	
N o . 6 9 (異動共通／一括入力機能)	構成員	現住所は直前に入力した別世帯の現住所から適用できること。なお、ログオフした場合は適用できなくて構わない。	現住所は直前に入力した別世帯の現住所を選択することにより適用できること。	現住所が同じ入力をする場合は自衛隊が異動する場合等に限られ、ログオフ以外適用するのは困る	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	
N o . 6 9 (異動共通／一括入力機能)	構成員			現行システムに本機能は実装していないが、必要と感じたこともない。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	
N o . 7 0 (異動共通／住民異動届受理通知)	準構成員	出力内容は届出年月日、届出名、届出人氏名、異動者氏名及び受理した旨で、宛先は異動前住所・異動者本人とすること。	出力内容は届出年月日、届出名、届出人氏名、異動者氏名及び受理した旨で、宛先は異動前住所・異動者本人とすること。 以下の異動については、宛先は異動後住所・異動者本人とすること。 ・国外転入 ・住所設定 ・未届転入	事務連絡「住民異動届審査時における本人確認の取扱いに係る質疑応答等について」(平成17年2月23日)の問11の回答では、住所設定、未届転入の場合には、現住所に送付することが適当とされている。また、この回答からすると国外転入も同様に現住所宛ではないか。異動の種類により、詳細化が必要と考える。 法定代理人がいても異動者本人宛でよいか。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	本件通知の趣旨は、転出届時の本人確認が十分にできなかった場合の対応であり、当該質疑応答の趣旨は、実質的に現住所に送付することしか送付先が適当でない場合を想定しており、異動前住所に送付することが可能かつ適当な場合は、転入直前の見届の住所も可能と思われる。 なお、あて先は、法定代理人がいても異動者本人あてとなる。 そのため、以下のとおり修正する。 「出力内容は届出年月日、届出名、届出人氏名、異動者氏名及び受理した旨で、あて先は異動前住所・異動者本人とすること。 なお、出生による住民票の記載や国外からの転入など、異動前の住所がないか、送付することが適当でない場合は、異動後住所・異動者本人とする。」
N o . 7 1 (異動共通／世帯主変更)	構成員	主変更通知書については、どの世帯員宛での通知書を発行するか選択でき	主変更通知書については、どの世帯員宛での通知書を発行するか選択でき	文言修正	1 修正案のとおり修正する	0	
(9) 転入							
N o . 7 2 (転入／異動条件)	構成員	全部・一部を選択し	全部・一部を選択し(対象者の選択から全部・一部を自動判断することを含む)		1 修正案のとおり修正する	0	
N o . 7 3 (転入／転入者情報入力)	構成員		氏名・旧氏・通称のフリガナ(検索用)、前住所方書、氏名優先区分(外国人用)、在留カードの裏書をしたかどうか	フリガナは検索用。 裏書をしたかどうかについては、入管と連携しているため。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	
N o . 7 3 (転入／転入者情報入力)	準構成員	住定日	住所を定めた年月日	転入時の住定日は19条1項通知には必要となるため、弊社は必要であると考えます。しかし、法令解釈では転居していない場合は住定日は記載がない、が正しいのではないのでしょうか。データ上は保持するが証明は不要、という実装が現実的かと考えます。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	「・住定日」は、転入時には入力する必要はないため、削る。転居していない場合の住定日は、データ上は保持する(「住民となった日」をそのまま用いる)が、住民票の写し等の証明書上は表示しないことを明記する。 なお、住定日なのか住所を定めた年月日なのか等の用語については、標準仕様書の機能要件の記載上は、できるだけ法令用語を用いるように全体を見直す。様式・帳票については、スペースや住民への分かりやすさの観点から、必ずしも法令用語を用いることはしない。
N o . 7 6 (転入／特例転入)	準構成員	住民記録システムの改造仕様書	既存住基システム改造仕様書		1 修正案のとおり修正する	0	
N o . 7 7 (転入／転入通知)	構成員			転出後一定期間を経過後、転入通知がない場合、本籍地宛に職権削除の戸籍附票記載事項通知を発送している団体があるため、必要な処理になるのではないか	0 (この項目においては)修正しない	0	一定期間転入通知が未着の場合も、転出(職権削除)した旨の通知を送ることは制度上求められていない。 また、No.149の【考え方・理由】に記載のとおり、本件については、第6回分科会の議論も踏まえ、不要と判断している。
N o . 7 8 (転入／未届転入地入力)	準構成員	なお、最終登録住所地は従前の住所として管理される。	なお、未届の住所は従前の住所として管理される。	未届転入は住基法22条が該当し、実態に合わせて従前の住所は未届の住所となります。最終住定地は住民票の記載項目ではありませんので、従前の住所として管理することは誤っています。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	「最終登録住所地は(住民票記載事項ではない)データ項目として入力できること。」に改める。
N o . 8 1 (転入／再転入者)	準構成員			当社ユーザーでは、現状、住民記録システムの転入入力時に再転入者の特定(同一宛番号の設定)を行っていますので、問題ありません。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	意見を踏まえ、【標準仕様書案】の「再転入者の…」の段落は残し、「再転入者の宛番号は、同一の団体内統合宛番号とすること。」の段落は削る。
N o . 8 1 (転入／再転入者)	準構成員			標準仕様書の記載で問題は無い。「再転入者の宛番号は、同一の団体内統合宛番号とすること。」についても団体内統合宛番号システムで実現できている要件である。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	意見を踏まえ、【標準仕様書案】の「再転入者の…」の段落は残し、「再転入者の宛番号は、同一の団体内統合宛番号とすること。」の段落は削る。
N o . 8 1 (転入／再転入者)	準構成員			同一宛番号とすることで、以前の他業務情報の参照・引き継ぎが容易になると考えるため、当該運用で差し支えありません。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	意見を踏まえ、【標準仕様書案】の「再転入者の…」の段落は残し、「再転入者の宛番号は、同一の団体内統合宛番号とすること。」の段落は削る。
N o . 8 1 (転入／再転入者)	準構成員	再転入者の宛番号は、同一の団体内統合宛番号とすること。	再転入者の宛番号は、同一の宛番号とすること。	団体内統合宛番号は住記システムで管理にしないこととなっているので誤記ではないのでしょうか。基本的には宛番号の再利用前提で問題ありません。ただし、同一宛番号を使って問題がないかは、市区町村内の関連システムの仕事次第です。システムによっては回復扱いされてしまうため、結局のところ再利用しないモードも必要になると想定されま	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	意見を踏まえ、【標準仕様書案】の「再転入者の…」の段落は残し、「再転入者の宛番号は、同一の団体内統合宛番号とすること。」の段落は削る。

該当項目	回答者	修正前の文	修正案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考
N o. 8 1 (転入/再転入者)	準構成員	再転入者の次のいずれかの番号が同一の場合、同一宛名番号とすること。(住民票コード・個人番号・在留カード番号) 再転入者の宛名番号は、同一の団体内統合宛名番号とすること。		再転入で別番号が割り当てられると税などの課税者とは、別人格として判断されてしまい宛名の管理を個別に実施することになるため、職員の負担が増えます。再転入時点で以前の番号を付番することにより、同一人格として管理可能となるので、過去のデータと連携され連続性が確保されます。この仕様は、規定、制度などでは定義されていませんが、自治体の運用効率化の観点で標準仕様として問題ないと考えます。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	意見を踏まえ、【標準仕様書案】の「再転入者の…」の段落は残し、「再転入者の宛名番号は、同一の団体内統合宛名番号とすること。」の段落は削る。
N o. 8 1 (転入/再転入者)	構成員			再転入者の宛名番号は、同一番号を使用する運用を望みます。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	意見を踏まえ、【標準仕様書案】の「再転入者の…」の段落は残し、「再転入者の宛名番号は、同一の団体内統合宛名番号とすること。」の段落は削る。
(10) 転出							
N o. 8 2 (転出/異動条件)	構成員	一部の場合は対象者を選択できること。	削除	「全部・一部を選択(対象者の選択から全部・一部を自動判断することを含む)」で足りている。	0 (この項目においては)修正しない	0	全部・一部を選択することと、一部の場合に対象者を選択することは別であり、別々に記載している。
N o. 8 2 (転出/異動条件)	構成員	No.83 参照。	No.84 参照。		1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 8 3 (転出/転出先入力)	構成員	予定転出の場合、市区町村だけの届出が可能。	予定転出の場合、少なくとも市区町村だけの届出が可能。		0 (この項目においては)修正しない	0	趣旨は原案でも変わらない。(当然、市区町村だけでない届出も可能である。)
N o. 8 3-2 (転出/世帯構成変更)	構成員			現行システムでは、一部転出に伴う世帯主・続柄の変更は、転出予定日が未来日であっても、予定続柄で管理される。	7 別途、意見照会等を行い、具体化した上で、第8回分科会以降に対応を検討する	0	趣旨及び修正案を確認する。
N o. 8 5 (転出/転出証明書)	準構成員	再発行の場合、個別記載事項は最新の状態が印字されること。	再発行の場合、転出した当時の状態が印字されること。	国保資格など、最新の場合はすでに資格なしとなるシステムもあります。転出届出時点の状態でない、転出先自治体で正しく事務ができなくなるのではないのでしょうか。	1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 8 5 (転出/転出証明書)	構成員	再発行の場合、個別記載事項は最新の状態が印字されること		個別記載事項とは国保、年金、児童手当等のことでしょうか。最新となれば転出によって抹消される事項があります。転出届時点でのではないでしょうか	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	「再発行の場合、転出した当時の状態が印字されること。」に改める。
N o. 8 5 (転出/転出証明書)	構成員	再発行の場合	再交付の場合	L2123と統一するため	0 (この項目においては)修正しない	0	No.57の【考え方・理由】に記載しており、「再発行」は、システムから出力すること、「再交付」は、届出者に渡すこととして区別して用いている。これらは用語集の中にも示す。
N o. 8 6 (転出取消/異動条件)	構成員	全部・一部を選択	全部・一部を選択(対象者の選択から全部・一部を自動判断することを含む)	No.82に合わせるため	1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 8 6 (転出取消/異動条件)	構成員	また、転出取消が世帯の一部である場合は、対象者を選択できること。	削除	No.82に合わせるため	0 (この項目においては)修正しない	0	全部・一部を選択することと、一部の場合に対象者を選択することは別であり、別々に記載している。
N o. 8 7 (転出取消/世帯復帰)	構成員	従前の世帯に(従前の世帯が一部転出(転居)していた場合は転出前の住所にある従前の世帯に、	従前の世帯(従前の世帯が一部転出(転居)していた場合は転出前の住所にある従前の世帯)に復帰すること。	見え消しにより文章が消えているため	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	趣旨を確認する。
N o. 8 9 (転出確定/異動条件)	構成員	職権削除においては、消除日をもって確定するため、別途、転出確定処理を行うことは想定されず当該機能は実装しない。		(不在による)職権消除日より遡った異動日の転入は考えられるのではないのか。新住所地から転入通知として送信を受けた場合転入通知を法令上記載は不要なのか?第三者請求では本籍が記載された除票を取り、附票を取れば新住所は判明するが…しかしこの場合も、管外に転籍を行えば新本籍は追えなくなる。機能がなければ、備考欄に記載して対応することになる。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	
N o. 9 0 (転出確定/転入情報入力)	準構成員			郵便番号は、転出後の宛名に利用するので、あった方が便利です。住所の漢字から生成する事も可能ですが、100%ではないため、職員の確認が必要となります。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第7回検討会において議論する。
N o. 9 0 (転出確定/転入情報入力)	準構成員			転入通知情報の郵便番号の取り込み(CSの電文には郵便番号は無いため郵便番号の設定)は必要である。固定資産税や軽自動車税など、市内に住所を有せずとも市内に物件を有していれば当然納税通知書を発行する。その際に転出者であれば発送住所は転出先住所であり、郵便番号が設定されていないと他業務の宛名で郵便番号が印字されない。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第7回検討会において議論する。
N o. 9 0 (転出確定/転入情報入力)	準構成員	郵便番号	削除	転出確定した時点で、住基システムとして転出者に対して何かしらの案内を通知することは無いと考えます。また、転入通知情報に郵便番号の情報が無いため、郵便番号の取り込みは不要と考えます。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第7回検討会において議論する。
N o. 9 0 (転出確定/転入情報入力)	構成員			郵便番号は、入力項目またはインターフェイス受け渡し項目から不要と考えます。住所コードさえあれば、最新の郵便番号が生成されるため。生成が可能なデータは一元化するべきだと考えます。従って住所コードもしくは郵便番号のいずれかを保持すれば良いと考えますが、住所の本番、枝番まで管理できるのは住所コードのみなので、住所コードに一元化するべきだと考え、住所コードから生成される郵便番号は不要と考えます。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第7回検討会において議論する。
N o. 9 0 (転出確定/転入情報入力)	構成員	転入先の郵便番号・住所… 先郵便番号は必要と考えます。	転入先の郵便番号は、現在ないので『既存住記システム改造仕様書』等の変更が必要です	転出先の情報は、税をはじめ様々な業務において利用している。自動取込みを行っているが郵便番号が取れず半分ほどオンライン入力を行っている。自治体によっては住所の〇丁目や漢数字で表記しているため、入り混じって送付されるので自分で使用している文字に変換する必要がある。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第7回検討会において議論する。
N o. 9 0 (転出確定/転入情報入力)	構成員			業務上、郵便番号は必要であるが、CS転入通知情報からのデータでなくても問題はない。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第7回検討会において議論する。
N o. 9 0 (転出確定/転入情報入力)	構成員			住記で転出者本人に郵送することは少ないが、正しい郵便番号を容易に把握できる転入地が転居通知に含めて提供してくれると、督促等を行う他業務では重宝すると思われる。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第7回検討会において議論する。
N o. 9 0 (転出確定/転入情報入力)	構成員			転出先には他業務で通知書を送付するため、郵便番号が設定は必要である。現システムでは住所から全国住所辞書を参照し、郵便番号の設定をおこなっている。住基ネットの転入通知情報は、住所と方書に分かれていないため、住民記録システムのデータ項目が、「都道府県市町村名」+「字名」+「番地」+「方書」に分割されている場合、できる限り分割し設定できることが望まれる。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第7回検討会において議論する。
N o. 9 0 (転出確定/転入情報入力)	準構成員	※構成員・準構成員におかれましては、住所だけでなく郵便番号を取り込む機能が 必要か、理由とともに備考欄にご記入ください。		他業務含めた住民への郵送物に郵便番号も必要であるため、住基ネットから受信する転入通知情報を元に住民記録システム上で郵便番号等も補充し取り込んでいます。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第7回検討会において議論する。
N o. 9 1 (転出確定/CSからの転入通知情報が無い場合の対応)	構成員	オンラインで転出確定処理を行う必要がある。	転出確定処理を行う必要がある。	「オンライン」は必要ない	1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 9 2 (転出確定/CSからのデータ自動取り込み)	構成員			現行システムに機能はない	0 (この項目においては)修正しない	0	
(11) 転居							
N o. 9 8 (転居/続柄設定)	構成員	るため、必要に応じ続柄を変更を行う。	るため、必要に応じ続柄の変更を行う。	文言修正	1 修正案のとおり修正する	0	

該当項目	回答者	修正前の文	修正案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考
N o . 9 8 (転居/続柄設定)	構成員	なお、自治体A…の機能は、レアケースであり、ニーズが高くないことから不要。	なお、自治体A…の機能は、レアケースであり、ニーズが高くないものの、実際に届出があれば処理に必要な機能である。	地域によっては一つの土地にいくつも建物が建つことはあり、別の建物への異動が転居となるのであれば、同地への転居が入力できるよう仕様書は必要	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	1	「なお、自治体A_79のような「同一住所（地番）の別領域の家屋へ異動した場合について、処理できること。また、備考に「同一住所への転居」が記載できること。」の機能は、処理できることは必要であるが、レアケースであり、ニーズが高くないことから備考に自動で「同一住所への転居」が記載できるとの機能は不要。」に改めてはどうか。（その上で、No. 97に移動してはどうか。）
(12) 世帯構成変更							
N o . 1 0 2 (世帯合併/方書同一性確認)	準構成員			パッケージでは、対応していません。改修規模は、1人月以内。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きめという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 2 (世帯合併/方書同一性確認)	準構成員			当社システムでは、方書が異なっても、アラート表示により世帯合併が行えるようになっているため、システム改修は不要です。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きめという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 2 (世帯合併/方書同一性確認)	構成員			ニーズが少ないためシステムの搭載は不要と考える。月2～3件程の届出数	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きめという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 2 (世帯合併/方書同一性確認)	準構成員			現行の世帯合併処理後の異動レコードの作り方（職権修正と世帯合併の2レコード）、仮更新の場合世帯合併処理の仮更新修正の仕方、また、公的個人認証を失効させない対処、など改修規模は大きい。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きめという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 2 (世帯合併/方書同一性確認)	構成員			現行の運用通りであり、不便を感じる件数ではない	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きめという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 2 (世帯合併/方書同一性確認)	準構成員	また、準構成員におかれては、本機能の実装にどの程度の規模の改修が必要となるのか、備考欄にご記入ください。）	-	職権修正による住所修正と世帯合併をまとめて行う処理を新規に開発する必要があり、使用頻度の割には改修規模としては非常に大きいと考えます。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きめという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 2 (世帯合併/方書同一性確認)	準構成員	※方書の異なる世帯の合併の際には、世帯員となる者の方書を世帯主の方書と同一表記にする修正と併せて、「世帯合併処理ができる機能」については、職員の事務負担軽減の観点から職権修正と世帯合併の2つの異動が自動処理できることが望ましいとの考えもあるが、準構成員からこの機能の実現には相応の規模の改修が必要となるとの意見があり、また、件数も多くなく、かつ、方書修正を行った上で世帯合併処理を行えば良いため、分科会の議論も踏まえ、不要と判断した。（自治体構成員におかれましては、上記の運用で差し支えないか、理由とともに備考欄にご記入ください。本機能が必要と考える場合は、本機能によりどの程度事務負担が省力化できるのか、具体的に記入してください。また、準構成員におかれては、本機能の実装にどの程度の規模の改修が必要となるのか、備考欄にご記入ください。）		世帯合併時に方書を職権で修正する異動と組み合わせる場合、住民基本台帳ネットワーク他各システムへは世帯合併の前に、住所の修正にかかわる異動を連携する必要があります。弊社パッケージの改修規模としては概算で少なくとも4～6人月相当規模の改修費用が発生します。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きめという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 2 (世帯合併/方書同一性確認)	構成員			合併と方書修正を同時に処理をする機能は、あれば良い機能であり、改修費が高むのであれば不要。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きめという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 2 (世帯合併/方書同一性確認)	構成員	「方書の異なる世帯の合併の際には、世帯員となる者の方書を世帯主の方書と同一表記にする修正と併せて、「世帯合併処理ができる機能」について	不要と考えます	方書の相違については異動届を取り、相手方に説明を行わなくてはならず入力も複数回行ってやむを得ないと考えます。仕様からするとマンションの号室違いも1回で入力できそうです。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きめという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 2 (世帯合併/方書同一性確認)	構成員			改修規模が大きめであれば、運用で回避できるため、不要として良いと考える。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きめという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 2 (世帯合併/方書同一性確認)	構成員			同一居室であるが一方が「〇〇様方」と付いた別世帯の場合であれば、「〇〇様方」を削除してから世帯合併で対応できるものとする。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きめという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 2 (世帯合併/方書同一性確認)	構成員			差し支えない。理由としては、戸籍附票として、住所の修正のデータ連携が必要なため	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きめという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 6 (世帯分離/続柄設定)	構成員	世帯分離では通常世帯員の続柄が変更となる。分離後は新たに世帯主を設定する世帯がある。	世帯分離では、分離後の新たな世帯に世帯主及び続柄を設定する。	世帯員が世帯分離できる。	1 修正案のとおり修正する	0	
N o . 1 0 8 (世帯一部変更/続柄設定)	構成員	世帯分離では通常異動元と…	世帯構成変更では通常異動元と…	内容から世帯構成変更のことではないか	1 修正案のとおり修正する	0	
N o . 1 0 9 (世帯一部変更/方書同一性確認)	準構成員			当社システムでは、方書が異なっても、アラート表示により世帯一部変更が行えるようになっているため、システム改修は不要です。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きめという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 9 (世帯一部変更/方書同一性確認)	構成員			ニーズが少ないためシステムの搭載は不要と考える。月2～3件程の届出数	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きめという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 9 (世帯一部変更/方書同一性確認)	準構成員			N o . 1 0 2と同様。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きめという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 9 (世帯一部変更/方書同一性確認)	構成員			現行の運用通りであり、不便を感じる件数ではない	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きめという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 9 (世帯一部変更/方書同一性確認)	準構成員	また、準構成員におかれては、本機能の実装にどの程度の規模の改修が必要となるのか、備考欄にご記入ください。）	-	職権修正による住所修正と世帯構成変更をまとめて行う処理を新規に開発する必要があり、使用頻度の割には改修規模としては非常に大きいと考えます。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きめという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 9 (世帯一部変更/方書同一性確認)	準構成員			方書が同一でない場合の世帯一部変更処理は既に搭載されております。その際に住所履歴を作成していますが、作成しないように改修する場合、小規模の改修が見込まれます。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きめという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 9 (世帯一部変更/方書同一性確認)	準構成員	※方書が相違している場合、世帯員となる者の方書を世帯主の方書と同一表記とする修正と併せて、「変更処理ができる機能」については、職員の事務負担軽減の観点から職権修正と世帯一部変更の2つの異動が自動処理できることが望ましいとの考えもあるが、準構成員からこの機能の実現には相応の規模の改修が必要となるとの意見があり、また、件数も多くなく、かつ、方書修正を行った上で世帯一部変更処理を行えば良いため、分科会の議論も踏まえ、不要と判断した。（自治体構成員におかれましては、上記の運用で差し支えないか、理由とともに備考欄にご記入ください。本機能が必要と考える場合は、本機能によりどの程度事務負担が省力化できるのか、具体的に記入してください。また、準構成員におかれては、本機能の実装にどの程度の規模の改修が必要となるのか、備考欄にご記入ください。）		世帯変更時に方書を職権で修正する異動と組み合わせる場合、住民基本台帳ネットワーク他各システムへは世帯合併の前に、住所の修正にかかわる異動を連携する必要があります。改修規模については、N o . 1 0 2に含まれます。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きめという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 9 (世帯一部変更/方書同一性確認)	構成員			ご指摘のとおり、件数も多くなく、かつ、方書修正を行った上で世帯一部変更処理を行えば良いため、不要。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きめという意見が主であったため、不要とする。

該当項目	回答者	修正前の文	修正案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考
No. 109 (世帯一部変更/方書同一性確認)	構成員			No.102に同じ。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
No. 109 (世帯一部変更/方書同一性確認)	構成員			同一居室であるが一方が「〇〇様方」と付いた別世帯の場合であれば、変更となる対象者のみを世帯分離してから「〇〇様方」を削除して世帯合併すれば対応できるものとする。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
(13) 届出修正							
(14) 職権記載							
No. 114 (職権記載/異動条件)	構成員	全部・一部を選択	全部・一部を選択 (対象者の選択から全部・一部を自動判断することを含む)	No.82に合わせるため	1 修正案のとおり修正する	0	
No. 114 (職権記載/異動条件)	構成員	処理日 (異動日) が入力できること。	異動日が入力できること。	処理日は、システム日付と捉えられる。	2 別案 (備考に記載) のとおり修正する	0	「処理日・異動日が入力できること。」に改める。
No. 118-2 (職権記載/出生届に至らない子等)	構成員			現行システムでは、「出生届に至らない子」は異動事由「出生」で異動処理を行うようにしている。CS連携の異動事由は「出生」「職権記載」のどちらになるのか?	0 (この項目においては) 修正しない	0	「出生届の提出に至らない子に係る住民票の記載について」(平成20年7月7日総行市第143号) のとおり「職権記載」となる。
No. 79 (職権記載/住所設定)	準構成員	前住所が不明で確定できない場合は、従前の住所欄に「不明」		「住所設定」から「不明」に変更した理由があれば【考え方・理由】に記載いただきたい。改修は軽微であるが、弊社のパッケージは「住所設定」である。	0 (この項目においては) 修正しない	1	住所設定という法令上の整理はなく、従前の住所欄に「住所設定」と記載することは、制度として問われれば、不適切である。従前の住所が不明の場合は「不明」であり、出生等によりそもそも存在しない場合は、「空欄」とすべきである。よって、制度面から特に変更した趣旨ではない。 未届転入は用語上、「転入」と用いているが、転入届に必要な転出証明書の提出がない以上、申出に基づく職権記載扱いとなる。仮に未届の市町村が転出証明書等の交付対応を行う場合、一旦、当該市町村で住民票を職権で作成し、直ちに転出処理を行い、住民は交付された転出証明書等を提出すれば、転入届に基づく住民票の作成となるが、実務的には現実的ではないと考える。 以上の趣旨を明記する。
No. 79 (転入/住所設定)	準構成員		最終住居地を入力できること。	実務上でも基本的には住基ネット本人確認情報にて確認するため、最終住居地は判明します。未届転入と同様に転入通知を送るためにも必要と考えます。	2 別案 (備考に記載) のとおり修正する	1	「従前の住所」欄には、転出証明書の転出元の住所を記載する。ただし、未届転入の場合でも転入前の市町村に住所があったことが明確な場合など居住実態に応じて記載すべきであり、住基ネット上で確認できる直前の住所を形式的に記載するわけではない。以上の趣旨を明記する。
No. 79 (職権記載/住所設定)	構成員	未届け転入の場合、従前の住所欄には未届住所のうち直近のものを記載し、その末尾に (未届) と記載すること。	削除	未届転入と住所設定は分けるべきではないか。 現行システムでは、未届転入については転入として処理を行うようにしている。	2 別案 (備考に記載) のとおり修正する	1	未届転入の法令上の整理は職権記載であるため、No. 78はNo. 79に統合する。具体的には、No. 78の【標準仕様書案】は削除し、No. 78の【考え方・理由】はNo. 79の【考え方・理由】に転記し、No. 79の表題を「住所設定・未届転入」に改める。念のため、実務を確認する。
(15) 職権削除							
No. 119 (職権削除/異動条件)	構成員	処理日・異動日を入力できること。	異動日・届出日を入力できること。	処理日は、システム日付と捉えられる。届出日は、削除すべき事案が決まった日。	0 (この項目においては) 修正しない	0	職権記載等と届出は、法上、全く別の手続であり、職権削除手続における住民からの届出は、あくまで職権削除を判断するための材料としての整理。その意味では、御指摘の「届出日」と「職権削除を行った日」とは異なる場合があり得る。
(16) 職権修正							
No. 122 (職権修正/異動条件)	構成員	処理日・異動日を入力できること。	異動日・届出日を入力できること。	処理日は、システム日付と捉えられる。届出日は、削除すべき事案が決まった日。	0 (この項目においては) 修正しない	0	職権修正において、届出の概念はない。また、当該異動事由が発生した異動日と、職権修正を行った処理日は異なり得る。
No. 123、113-2 (職権修正/修正)	構成員	追加	住所修正、方書修正、住居表示など必要に応じ、戸籍附票記載事項通知の詳細事項欄に設定できること	住記システムの異動事由を設定したり、入力できないシステムがあり、附票入力において電話照会が必要なため	3 今回は事務局案を示さない (第7回分科会において議論する)	1	
No. 123、113-2 (職権修正/修正)	構成員	戸籍届出 (届出・通知・確認、通知、申出に基づき、職権で修正ができること。申出、錯誤又は戸籍届出により、職権で修正ができること。	戸籍届出 (届出・通知・確認、通知、申出に基づき、職権で修正ができること。申出、錯誤は、職権で修正ができること。	重複しているため	2 別案 (備考に記載) のとおり修正する	0	「住民票に関する届出がない場合の事実確認、戸籍・選挙等の通知、国民年金等の資格の喪失等の事実確認、住民基本台帳の脱漏・誤載の事実確認等に基づき、職権で修正ができること。」に改める。(職権記載・職権削除も同様の記載ぶりとなる。)
No. 123、113-2 (職権修正/修正)	構成員			現行システムでは、続柄の空欄は、作成できないようになっている	2 別案 (備考に記載) のとおり修正する	0	「空白への修正もできること」については、「ふりがな、続柄及び性別については空欄でできること」に改める。なお、続柄を空欄にする場合としては、「住民基本台帳法に関する質疑応答集」(昭和43年3月26日付け自治振第41号自治省行政局振興課長通知) 問6参照。

該当項目	回答者	修正前の文	修正案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考
N o . 1 2 3、1 1 3-2 (職権修正/修正)	準構成員	異動者の情報(氏名、ふりがな、住所、方書、続柄、性別、異動日、届出日等)を修正できること。また、空白への修正もできること。		異動者の情報(氏名、ふりがな、住所、方書、続柄、性別、異動日、届出日等)を空白に修正するというのはどのようなケースか。必須項目であるため、空白に修正はできない。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	「また、空白への修正もできること。」については、「また、ふりがな、続柄及び性別については空欄への修正もできること。」に改める。なお、続柄を空欄にする場合としては、「住民基本台帳法に関する質疑応答集」(昭和43年3月26日付け自治振第41号自治省行政局振興課長通知)問6参照。
N o . 1 2 4 (職権修正/軽微な修正)	構成員	とかわらないが、公的個人認証は基本4情報が変更となると自動的に執行と	とかわらないが、公的個人認証は基本4情報が変更となると自動的に失効と	文言修正	1 修正案のとおり修正する	0	
N o . 1 2 4 (職権修正/軽微な修正)	構成員	自動的に執行	自動的に失効	誤記のため	1 修正案のとおり修正する	0	
(17) 職権回復							
N o . 1 2 7 (職権回復/異動条件)	構成員	処理日(異動日)が入力できること。	異動日が入力できること。	処理日は、システム日付と捉えられる。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	「処理日・異動日」に改める。 なお、当該異動事由が発生した異動日と、職権回復を行った処理日は異なり得る。
(18) 住民票コード							
N o . 1 3 1 (住民票コード/住民票コード付番)	構成員	新規付番用の住民票コードは、CSから住基ネット全国センターへ付番要求を行い一定数の番号を蓄積する。	新規付番用の住民票コードは、住基ネット全国センターへ付番要求を行い一定数の番号をCSに蓄積する。	操作手引書(操作手順/CS編)【第5.4版】 2.3.20 空きコード要求	1 修正案のとおり修正する	0	
N o . 1 3 2 (住民票コード/住民票コード通知票)	構成員		【標準仕様書案】 新規付番又は変更した際に、一連の流れにおいて自動で住民票コード通知書を出力できること。 なお、再出力もできること。 また、住民票コードを修正した際は、任意で住民票コード通知書を出力できること。	業務区分の分類上で同じような要件定義をしているため、統合してください。 【考え方・理由】 新規付番又は変更した際に、住民票コード通知書を出し、異動者へ通知する。 通知書は法律上必須であり、繁忙期に出力漏れを防ぐために自動出力機能が必要。 また、住民票コード通知書を紛失した場合は再発行を行う。	1 修正案のとおり修正する	0	
N o . 1 3 2 (住民票コード/住民票コード通知票)	構成員	新規付番し、又は変更した際に	新規付番又は変更した際に	誤記のため	0 (この項目においては)修正しない	0	誤記ではない。
N o . 1 3 3 (住民票コード/変更等管理)	構成員			標準仕様としては「等」はなるべく避けたい	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	「等」は「・修正」に改める
(19) 出生・死亡・失踪							
N o . 1 3 4 (出生/異動条件)	構成員	全部・一部の選択	全部・一部の選択(対象者の選択から全部・一部を自動判断することを含む)	No.82に合わせるため	1 修正案のとおり修正する	0	
N o . 1 3 6 (出生/出生情報入力)	準構成員	出生情報を入力できること。また、世帯構成員の戸籍情報を引用して戸籍情報が入力できること。	出生情報を入力できること。また、世帯構成員の戸籍情報を引用して戸籍情報が入力できること。生年月日が不詳の場合、みなし生年月日が選択できること。なお、他システム連携用として内部的には日付を保有しておくこと。	不詳の日付に関する取扱いは連携先の他業務システムにて判断するべきである。他システム連携用に加えて住民記録上でも各種統計や一覧表作成で内部的には日付が必要と考える。	0 (この項目においては)修正しない	0	みなし生年月日についてはNo.64に記載済みである。
N o . 1 3 6 (出生/出生情報入力)	構成員		出生届は14日以内に届け出る必要があるため、性別が空欄の戸籍ができる。よって住民票の性別欄も空欄や不詳・不明といった記載が必要である。	出生届は14日以内に届け出る必要があるため、性別が空欄の戸籍ができる。住民票も空欄や不詳・不明といった記載が必要ではないのか。現在は、ペンダーにより対応が異なるので仕様書に記載願いたい。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	原則としては、戸籍の取扱いに準ずることとなるため、戸籍に関する届出上、許容されている場合は住民票の記載時は空欄とし、確定次第職権で記載する等について備考欄にコメントすることが適当と考えるが、念のため第7回分科会において議論する。
N o . 1 3 7 (死亡/異動条件)	構成員	死亡、推定死亡を選択できること。	死亡、推定死亡を選択(異動日から自動判別することを含む)できること。	死亡の異動日を入力時、「年月日不明」「月日不明」「日不明」を選択することで、推定死亡を自動判断することが望まれる。	3 今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	法務省に確認したところ、制度として「推定死亡」を定義しているわけではないとのこと。 なお、いくつかの自治体に確認したところ戸籍情報システムと住民記録システムの双方において「推定死亡」という事由はなく、仮に死亡日が推定(診断書で推定される死亡日や死亡時期が記載されている場合)には、その日付が推定であることを死亡日の欄等に追記しているとのこと。 法令用語ではなく、制度として定義されていない「推定死亡」を住民記録システムにおいて位置付ける意味があるか、第7回分科会において議論する。
N o . 1 3 7 (死亡/異動条件)	構成員	内部的に日付がない場合、個人番号連携エラーが発生するため、住民	内部的に日付がない場合、住民	「個人番号連携エラー」とは?推定死亡の場合も、データは暦上日に限られる。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	
N o . 1 3 8 (死亡/死亡日入力)	構成員	死亡日の入力を行い、推定死亡の場合については、あらかじめ指定した文言を指定入力する。たとえば、「令和2年2月上旬推定」		CSへの連携はどうしますか	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	J-LISに確認する。
N o . 1 3 8 (死亡/死亡日入力)	構成員	世帯主未設定の場合は、死亡情報のほか世帯主未設定の状態では他システムへ連携ができること。		他システムが、世帯主未設定で正常に稼働するか不明	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o . 1 3 8 (死亡/死亡日入力)	構成員	戸籍の届出・通知に基づき、住民基本台帳から世帯情報、個人情報削除できること。	戸籍の届出・通知に基づき、住民基本台帳を削除できること。	この文章が必要か?	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	「戸籍の届出・通知に基づき、住民基本台帳から世帯情報、個人情報削除できること。」を「戸籍の届出・通知に基づき、住民基本台帳から住民票を削除できること。」に改める。
N o . 1 3 9 (失踪/異動条件)	構成員	全部・一部の選択	全部・一部の選択(対象者の選択から全部・一部を自動判断することを含む)	No.82に合わせるため	1 修正案のとおり修正する	0	
(20) 外国人・戸籍通知・特別永住者							
N o . 1 4 0 (外国人/通称名・併記名管理)	構成員	住民基本台帳法改正により外国人住民も住民基本台帳に記載されることとなった。その際、記載事項、通称名・併記名の登録管理方法及び通称名の履歴管理方法について規定された。 中核市市長会ひな形に付記 通称名/併記名は外国人登録法時代の名残であり、現行住基法ではない。	住民基本台帳法改正により外国人住民も住民基本台帳に記載されることとなった。その際、記載事項、通称名の登録管理方法及び通称名の履歴管理方法について規定された。 中核市市長会ひな形に付記 通称名/併記名は外国人登録法時代の名残であり、現行住基法ではない。	併記名について規定されていない	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	住民基本台帳上は「通称名」ではなく、「通称」であるため、全体を通じて「通称」に統一する。 また、在留カード等にローマ字氏名と漢字氏名が並記されている場合であれば、いずれも氏名として住民票の氏名欄に記載するものであるため、併記名については削除する。

該当項目	回答者	修正前の文	修正案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考
N o. 1 4 0 (外国人/通称名・併記名管理)	準構成員	通称名	通称	「通称」と「通称名」の表記の揺らぎを避けるため。	1 修正案のとおり修正する	0	全体を通じて、「通称」に統一する。
N o. 1 4 0 (外国人/通称名・併記名管理)	準構成員	通称名	通称	「通称」と「通称名」の表記の揺らぎを避けるため。	1 修正案のとおり修正する	0	全体を通じて、「通称」に統一する。
N o. 1 4 1 (外国人/帰化)	準構成員			宛名番号を引き継ぐ方法が良い。	0 (この項目においては) 修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 1 4 1 (外国人/帰化)	準構成員			帰化した場合、当社システムでは宛名番号を引き継ぐようになっているため、問題ありません。	0 (この項目においては) 修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 1 4 1 (外国人/帰化)	準構成員			同じ宛名番号することで、外国人時代の参照や、外国人除票の発行も容易になると見込まれ、また他業務情報の参照・引き継ぎが容易になると考えるため、当該運用で差し支えありません。	0 (この項目においては) 修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 1 4 1 (外国人/帰化)	準構成員	帰化者の宛名番号について、新規付番する運用と帰化する前の同一番号を使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ各自治体の団体内統合宛名システムから名寄せを行っていると考えられ、そうであれば帰化時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純であることから、分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に機能要件を定めることとした。外国人の宛名番号を日本人と違う番号体系にしている自治体もあるが、今回、宛名番号の運用について標準化することとする。		再転入で別番号が割り当てられると税などの課税者とは、別人格として判断されてしまい宛名の管理を個別に実施することになるため、職員の負荷が増えます。再転入時点で以前の番号を付番することにより、同一人格として管理可能となるので、過去のデータと連携され連続性が確保されます。この仕様は、規定、制度などでは定義されていませんが、自治体の運用効率化の観点で標準仕様として問題ないと考えます。	0 (この項目においては) 修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 1 4 1 (外国人/帰化)	構成員			日本人、外国人は同一の宛名番号体系で管理しているため、同一番号を使用する運用で問題ない。	0 (この項目においては) 修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 1 4 1 (外国人/帰化)	準構成員			>その際、登録外国人データを検索し、同じ宛名番号を宛名番号として登録又は引き継ぐこと。弊社パッケージは帰化時は外国人→日本人で同じ宛名番号である。よって、この仕様は問題なし。	0 (この項目においては) 修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 1 4 1 (外国人/帰化)	準構成員	在留カード、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、特別永住者証明書の番号、一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨	削除	日本人住民票には引き継ぐ項目がありません。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	御指摘の箇所を削り、「住民となった日」は「外国人住民となった日」に改め、最後に「従前の住所」を加える。
N o. 1 4 1 (外国人/帰化)	構成員	在留カード、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、特別永住者証明書の番号、一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨）を引継ぐこと。)を引継ぐこと。	日本人に必要な情報のため	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	御指摘の箇所を削り、「住民となった日」は「外国人住民となった日」に改め、最後に「従前の住所」を加える。
N o. 1 4 1 (外国人/帰化)	準構成員	帰化する前の住民基本台帳の記載情報（住所、方書、生年月日、性別、続柄、住民となった日、住定日、住民票コード、宛名番号、個人番号、在留カード、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、特別永住者証明書の番号、一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨）を引き継ぐこと。		●日本国籍を有する場合記載の必要のない「在留カード、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、特別永住者証明書の番号、一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨」をなぜ引き継ぐ必要があるのか不明である。引き継ぐとなった場合、当該項目について ・住民票の写しに印字しない制御 ・CSに連携しない制御 ・他システムでの条件判定に誤りを起こさせないため連携しない制御 など対応範囲が大きい。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	御指摘の箇所を削り、「住民となった日」は「外国人住民となった日」に改め、最後に「従前の住所」を加える。
N o. 1 4 1 (外国人/帰化)	構成員	外国人が日本国籍を取得した場合の削除及び登録が行えること。	外国人が日本国籍を取得した場合、日本人住民票を登録できること。		2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	外国人住民の住民票の削除を意図しているものであり、趣旨を明確化する。なお、「登録」は、全体を通じて（住民票の）「記載」に一律に変更する。
N o. 1 4 2 (外国人/国籍取得)	準構成員			宛名番号を引き継ぐ方法が良い。	0 (この項目においては) 修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 1 4 2 (外国人/国籍取得)	準構成員			国籍取得した場合、当社システムでは宛名番号を引き継ぐようになっているため、問題ありません。	0 (この項目においては) 修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 1 4 2 (外国人/国籍取得)	準構成員			同じ宛名番号することで、外国人時代の参照や、外国人除票の発行も容易になると見込まれ、また他業務情報の参照・引き継ぎが容易になると考えるため、当該運用で差し支えありません。	0 (この項目においては) 修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 1 4 2 (外国人/国籍取得)	準構成員	国籍取得者の宛名番号について、新規付番する運用と国籍取得する前の同一番号を使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ各地方自治体の地方自治体内統合宛名システムから名寄せを行っていると考えられ、そうであれば帰化時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純であることから、分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に機能要件を定めることとした。外国人の宛名番号を日本人と違う番号体系にしている地方自治体もあるが、今回、宛名番号の運用について標準化することとする。 ※準構成員におかれましては、上記の運用で他業務連携等の観点から問題ないか、理由とともに備考欄にご記入ください。		他業務においても過去（削除以前の）情報と連続性が確保されるため、同一宛名番号とすることで問題無いと考えます。	0 (この項目においては) 修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 1 4 2 (外国人/国籍取得)	構成員			日本人、外国人は同一の宛名番号体系で管理しているため、同一番号を使用する運用で問題ない。	0 (この項目においては) 修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 1 4 2 (外国人/国籍取得)	準構成員			>その際、登録外国人データを検索し、同じ宛名番号を宛名番号として登録又は引き継ぐこと。弊社パッケージは帰化時は外国人→日本人で同じ宛名番号である。よって、この仕様は問題なし。	0 (この項目においては) 修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 1 4 2 (外国人/国籍取得)	準構成員	在留カード、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、特別永住者証明書の番号、一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨	削除	日本人住民票には引き継ぐ項目がありません。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	御指摘の箇所を削り、「住民となった日」は「外国人住民となった日」に改め、最後に「従前の住所」を加える。
N o. 1 4 2 (外国人/国籍取得)	構成員	国籍取得届出に基づいて削除及び登録が行えること。	国籍取得届出に基づいて日本人住民票を登録できること。		2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	外国人住民の住民票の削除を意図しているものであり、趣旨を明確化する。なお、「登録」は、全体を通じて（住民票の）「記載」に一律に変更する。
N o. 1 4 2 (外国人/国籍取得)	構成員	在留カード、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、特別永住者証明書の番号、一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨）を引継ぐこと。)を引継ぐこと。	日本人に必要な情報のため	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	御指摘の箇所を削り、「住民となった日」は「外国人住民となった日」に改め、最後に「従前の住所」を加える。
N o. 1 4 2 (外国人/国籍取得)	準構成員	国籍取得する前の住民基本台帳の記載情報（住所、方書、生年月日、性別、続柄、住民となった日、住定日、住民票コード、宛名番号、個人番号、在留カード、在留資格、在留期間、在留期間満了の日、特別永住者証明書の番号、一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨）を引き継ぐこと。		●日本国籍を有する場合記載の必要のない「在留カード、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、特別永住者証明書の番号、一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨」をなぜ引き継ぐ必要があるのか不明である。引き継ぐとなった場合、当該項目について ・住民票の写しに印字しない制御 ・CSに連携しない制御 ・他システムでの条件判定に誤りを起こさせないため連携しない制御 など対応範囲が大きい。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	御指摘の箇所を削り、「住民となった日」は「外国人住民となった日」に改め、最後に「従前の住所」を加える。
N o. 1 4 3 (外国人/国籍喪失)	準構成員			宛名番号を引き継ぐ方法が良い。	0 (この項目においては) 修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 1 4 3 (外国人/国籍喪失)	準構成員			国籍喪失した場合、当社システムでは宛名番号を引き継ぐようになっているため、問題ありません。	0 (この項目においては) 修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 1 4 3 (外国人/国籍喪失)	準構成員			同じ宛名番号することで、日本人時代の参照や、日本人除票の発行も容易になると見込まれ、また他業務情報の参照・引き継ぎが容易になると考えるため、当該運用で差し支えありません。	0 (この項目においては) 修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。

該当項目	回答者	修正前の文	修正案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考
N o . 1 4 3 (外国人/国籍喪失)	準構成員	なお、外国人住民日については日本人の住民日を引き継ぐわけではなく、国籍喪失の日が外国人住民日になるため、No. 142と異なり、住民となった日は引き継がないこととしている。 国籍喪失者の宛名番号について、新規付番する運用と国籍喪失する前の同一番号を使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ各地方自治体の地方自治体内統合宛名システムから名寄せを行っていると考えられ、そうであれば帰化時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純であることから、分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に機能要件を定めることとした。 外国人の宛名番号を日本人と違う番号体系にしている地方自治体もあるが、今回、宛名番号の運用について標準化することとする。 ※準構成員におかれましては、上記の運用で他業務連携等の観点から問題ないか、理由とともに備考欄にご記入ください。		再転入で別番号が割り当てられると税などの課税者とは、別人格として判断されてしまい宛名の管理を個別に実施することになるため、職員の負荷が増えます。 再転入時点で以前の番号を付番することにより、同一人格として管理可能となるので、過去のデータと連携され連続性が確保されます。 この仕様は、規定、制度などで定義されていませんが、自治体の運用効率化の観点で標準仕様として問題ないと考えます。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。 なお、【考え方・理由】中の「国籍喪失の日が外国人住民日になる」という記載は正確ではなかったため、「外国人住民日は国籍を失った年月日又は住民となった年月日のうち、いずれか遅い年月日となる」に改める。
N o . 1 4 3 (外国人/国籍喪失)	構成員			日本人、外国人は同一の宛名番号体系で管理しているため、同一番号を使用する運用で問題ない。	0 (この項目においては) 修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o . 1 4 3 (外国人/国籍喪失)	構成員	日本国籍を離脱し外国の国籍を取得した者の消除及び登録が行えること。	日本国籍を離脱し外国の国籍を取得した者の外国人住民票を登録できること。		2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	日本人住民の住民票の消除を意図しているものであり、趣旨を明確化する。 なお、「登録」は、全体を通じて（住民票の）「記載」に一律に変更する。
N o . 1 4 4 - 2 (外国人/在留資格取消し・変更)	構成員	等の出入国在留管理庁通知に基づき、消除できること。	等の出入国在留管理庁通知に基づき、修正及び消除できること。	通知に基づく修正の記載がないため。	1 修正案のとおり修正する	0	留学→就労のように中長期在留者のまま在留資格が変わった場合の在留資格の変更も含んでいるのであれば、「修正」の記載も必要である。
N o . 1 4 4 - 2 (外国人/在留資格取消し・変更)	構成員			現行システムに自動更新の機能はない	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	趣旨及び修正案を確認する。
N o . B 8 (外国人/入管法の住居地届出)	構成員	パナソニックシステムソリューションズ ジャパン株式会社)		法務省仕様と表記した方が良くないか	1 修正案のとおり修正する	0	
N o . B 8 (外国人/入管法の住居地届出)	構成員			現行システムに一覧表の機能はない	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	趣旨及び修正案を確認する。
N o . B 8 (外国人/入管法の住居地届出)	構成員	在留カードの裏書が終了していない者に通知書が出力できること。	削除	L3257で「不要とした」との記載あり	1 修正案のとおり修正する	0	
N o . B 8 (外国人/入管法の住居地届出)	準構成員	在留カードの裏書が終了していない者に通知書が出力できること。	削除	L4081との記載に矛盾あるため、削除するのが適切と考えます。	1 修正案のとおり修正する	0	
N o . B 8 (外国人/入管法の住居地届出)	準構成員	在留カードの裏書が終了していない者に通知書が出力できること。		【考え方・理由】において、不要とされているが、記載されている。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	当該箇所は削除。
N o . 1 4 5 (外国人/事実上の世帯主管理)	準構成員	N o . 1 4 5 (外国人/事実上の世帯主管理)	N o . 1 4 5 (事実上の世帯主管理)	そもそも外国人の項目にあるのが違和感があります。世帯主・続柄管理の一部とするべきではないでしょうか。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0	事実上の世帯主が法対象外である場合を想定しているため、場所を移す。
N o . 1 4 5 (外国人/事実上の世帯主管理)	構成員	法適用外の外国人（在外米軍や外交官等）や児童養護施設へ入所している場合の施設長等、事実上の世帯主を管理し、		現行システムに機能なく、続柄は住民票には空欄で印字している。	0 (この項目においては) 修正しない	0	住民基本台帳法事務処理要領第2-1-(2)-エ-(エ)で求められているため必要である。
N o . 1 4 7 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	準構成員			マイナンバーカード等も同じレベルで対応するのであれば、標準仕様書として明記すべきであるが、そうでない場合は「オプション」とした方が良い。 個人番号カードの切替について、切替異動者リストや、有効期限のお知らせ等を住基システムの要求機能として盛り込むのであれば、賛成ですが、そうでない場合は、「オプション」という扱いでも良いかと考えています。ただし、実装するのであれば、EUCよりも、機能として提供した方が良いと考えます。	3 今回は事務局案を示さない（第7回分科会において議論する）	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第8回検討会において議論する。
N o . 1 4 7 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	準構成員			本機能は当社システムに搭載されていません。当社ユーザからの搭載希望の要望はありませんが、N o . 1 4 7 - 2 とあわせて、特別永住者の人数が多い市町村においては必要な機能だと考えます。			
N o . 1 4 7 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	構成員			システム搭載不要。 【理由】案内は入管が送付しているため、切替該当者異動者リストも平均月4～5人で、有効期限が切れた場合も「有効期間更新」として更新（全国共通運用）。			
N o . 1 4 7 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	準構成員			切替年月日を経過した特別永住者に対する案内を自動作成する機能について、現状実装はありません。「指定した切替対象年月日および年齢に該当する特別永住者について、切替該当者異動者リスト（有効期限を含む。）と案内」の機能はあるので、標準化された際には機能の整合性の観点から実装する形になると考えます。			
N o . 1 4 7 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	構成員			対応できればEUCでも可			
N o . 1 4 7 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	準構成員			申請書関係は出入国管理局で様式を展開しているため、システムで印字できるようにする場合、様式変更の都度対応が必要になると考えます。 その対応が簡易にできる場合であれば、当該機能は標準仕様書に搭載して差し支えありません。			
N o . 1 4 7 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	準構成員			本人通知制度がオプションとなっているため、特別永住者事務もオプションにするのがよいと考えます。 また、転入時等には入力項目に有効期限がないのに、急に有効期限の入力漏れという言葉が出てきていますので、転入側の入力項目に有効期限を含めるべきではないでしょうか。			
N o . 1 4 7 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	準構成員	指定した切替対象年月日及び年齢に該当する特別永住者について、切替異動者リスト（有効期限を含む。）と案内を作成すること。 切替年月日を経過した特別永住者について（自動的に）定期的に切替案内が作成されること。 有効期限の入力漏れがあれば、対象者を把握できること。	削除	切替年月日の経過前に特別永住者に対する案内を作成することは、住民サービスの観点では必要と思われるが、住民基本台帳法の事務ではない（出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法等の関連法規）ため、住民記録システムの標準的な機能要件として追加する必要性は無いと考えます。			
N o . 1 4 7 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	構成員			自動作成する機能があると便利な機能だと考えます。			
N o . 1 4 7 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	構成員			外国人の多寡、外国人団体との関係等自治体ごとに差異があると思われるので、EUCで対象者抽出ができ、宛名ラベル作成程度であれば良いと思われます。			
N o . 1 4 7 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	構成員			現行システムにこの機能はないため、EUC対応でよい			
N o . 1 4 7 - 2 (特別永住者/申請受理処理)	準構成員			他の申請書（たとえば、DV申請など）も同じレベルで対応するのであれば、標準仕様書として明記すべきだが、そうでない場合は「オプション」とした方が良い。 不要な機能でもなし、あると便利になる機能と認識していますが、標準仕様書（案）に「～できること。」が12箇所記載されています。 たとえば、マイナンバーカードの申請事務やDVの申請など、他の申請事務がありますが、同じ粒度で標準仕様書に盛り込むのであれば、賛成します。たとえば、「特別永住者/申請受理処理」の機能を有すること。のレベルでも問題ないかと考えています。			
N o . 1 4 7 - 2 (特別永住者/申請受理処理)	準構成員			本機能は当社システムに搭載されています。しかし、本機能を使用しているのは数市町村のみです。 特別永住者の人数が多い市町村においては必要な機能だと考えます。			
N o . 1 4 7 - 2 (特別永住者/申請受理処理)	構成員			システム実装不要。 【理由】平均月4～5人。交付予定通知は市が定めた書式を使用している。受領書は入管の3枚複写様式を利用中。			
N o . 1 4 7 - 2 (特別永住者/申請受理処理)	準構成員			弊社パッケージでは特別永住者管理台帳機能はあります。			
N o . 1 4 7 - 2 (特別永住者/申請受理処理)	構成員			1700人の情報管理が必要なためシステム管理機能として必要と考えます。			

該当項目	回答者	修正前の文	修正案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考
N o . 1 4 7 - 2 (特別永住者/申請受理処理)	準構成員	構成員・準構成員におかれましては、当該機能が必要か、理由とともに備考欄にご記入ください。	-	弊社ユーザーからの要望により、当該機能はパッケージ機能として保持しております。			
N o . 1 4 7 - 2 (特別永住者/申請受理処理)	準構成員			申請書関係は出入国管理局で様式を展開しているため、システムで印字できるようにする場合、様式変更の都度対応が必要になると考えます。 その対応が簡易にできる場合であれば、当該機能は標準仕様書に搭載して差し支えありません。			
N o . 1 4 7 - 2 (特別永住者/申請受理処理)	準構成員			本人通知制度がオプションとなっているため、特別永住者事務もオプションにするのがよいと考えます。			
N o . 1 4 7 - 2 (特別永住者/申請受理処理)	準構成員	各種申請書について、当該者の国籍・氏名・生年月日・居住地・特別永住者証明書番号が印字された様式が出力できること。 申請を行った者について、申請受理状態にし、特別永住者証明書交付予定通知書・受領書を出力できること。受領書については、再出力できること。また、誤って受理処理を行った者について、取消しができること。項目ごとに取消前と取消後が印字された確認票が出力できること。 出入国在留管理庁から特別永住者証明書を接受した者について、交付待ち状態にすること。項目ごとに変更前と変更後が印字された確認票が出力できること。 出入国在留管理庁通知を取り込むことができ、項目ごとに変更前と変更後が印字された確認票が出力できること。 法務省あてに市町村通知を発送後、項目ごとに変更前と変更後が印字された確認票が出力できること。同時に交付済の状態にすること。 返納された特別永住者証明書について、返納入力ができること。 交付予定期間に特別永住者証明書を受領に來ない場合に、不交付返戻情報を入力できること。 誤処理によって作成された在留カード（又は特別永住者証明書）情報履歴の削除ができること。ただし、最新の履歴は削除できない仕様であること。	削除	住民基本台帳法の事務ではない（出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法等の関連法規）ため、住民記録システムの標準的な機能要件として追加する必要性は無いと考えます。仮に標準機能とした場合、既存のシステムに対する改修費用が発生します。 身分証明書、火葬許可書等は、住民記録システムの範囲外として標準仕様から除外しており、本仕様のサポートすることは整合性面で問題があると考えます。 標準仕様として定義する範囲を明確（一連の事務で必要な処理を取り込むか、住民基本台帳法で規定された範囲とするか）にすべきだと考えます。	3	今回は事務局案を示さない（第7回分科会において議論する）	1 「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第8回検討会において議論する。
N o . 1 4 7 - 2 (特別永住者/申請受理処理)	構成員			現在この機能を実装しておらず、機能ががあると便利な機能だと考えます。			
N o . 1 4 7 - 2 (特別永住者/申請受理処理)	構成員			本市の特別永住者数(15000人弱)からすると標準として欲しい機能であるが、標準仕様書での必須機能とすべきかと言うと要らない自治体も多数あると思う。オプション扱いで必要とする自治体のみ負担でもやむを得ないのではないか。			
N o . 1 4 7 - 2 (特別永住者/申請受理処理)	構成員			現行システムにこの機能はないため、不要			
(21) バッチ							
N o . 1 4 8 (バッチ/異動・発行抑止対象者)	構成員	発行抑止対象者は、設定した後、発行停止状態のままになることを防止するため、一定期間後にメンテナンスを行うための一覧表を作成し確認する。また、発行抑止者は、課税証明発行の際にも留意が必要な場合があるため、データ連携する。	要支援者については、他システムに連携を行う。住記入力でフラグ状態が前日と変更があった場合はリスト出力する。誤った入力や戻し漏れがないことを確認する。	要支援者については、共通基盤に仮登録者も含め支援者とわかるようフラグを流している。住記入力でフラグ状態が前日と変更があった場合はリスト出力し、戻し漏れがないことを確認している	9	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0 趣旨を確認する。
N o . 1 4 8 (バッチ/異動・発行抑止対象者)	構成員	発行抑止者	発行抑止対象者	文言を統一するため	1	修正案のとおり修正する	0
N o . 1 5 0 (バッチ/除票廃棄)	構成員			現行システムに本機能はない	9	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0 趣旨及び修正案を確認する。
N o . 1 5 2 (バッチ/閲覧簿)	構成員	追加	支援措置対象者が追加になった場合の閲覧台帳再出力	現在は、当初作成した対象者から支援者を省きその町分を作成している。	0	(この項目においては) 修正しない	0 原案は、「支援措置対象者を除く」との条件も含め、抽出条件を指定して住民基本台帳閲覧簿の作成・出力ができることとしているので、原案でも「当初作成した対象者から支援者を省きその町分を作成」ことは可能である。
N o . 1 5 4 (バッチ/住所一括変更)	構成員	地図会社とのデータの授受		地図会社から授受するのか、地図会社が授受するのか	9	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0
N o . 1 5 4 (バッチ/住所一括変更)	構成員	他業務システムとのデータ連携は、標準機能としては対応不要	・・・必要	ここでいう「データ連携」が、「一括更新したデータ」のことであれば連携は不要。通常の異動データの連携は必要。	9	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0
N o . 1 5 4 (バッチ/住所一括変更)	構成員	一括更新した者について、住基ネットへ、本人確認情報、戸籍附票記載事項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。電子証明書の所有有無の考慮は不要	CSの更新事由を「軽微な修正」とする必要がある。	CSの更新事由を「軽微な修正」とする必要がある。	9	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0
(22) CS連携・番号連携							
N o . 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	準構成員			当社システムでは、敢えて自動連携に対応していない電文はありません。また、敢えて自動連携にしていない当社ユーザもありません。	4	APPLIC等と連携して検討	0 J-LISと連携して検討する。
N o . 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	構成員			敢えて自動連携としない理由はありません。	4	APPLIC等と連携して検討	0 J-LISと連携して検討する。
N o . 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	構成員			管内本籍人の19-1については、直接連携しているため連携対象外としている。	4	APPLIC等と連携して検討	0 J-LISと連携して検討する。
N o . 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	準構成員			統合端末等で手動連携があるのは、既存住基システムで実装すると市町村負担のコストとなることを回避するためと理解しています。大規模団体であれば自動化による職員操作レスというメリットがありますが、小規模な団体だと、コストメリットがないからです。	4	APPLIC等と連携して検討	0 J-LISと連携して検討する。
N o . 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	準構成員	・送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票記載事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報の再送信、再送信の際は異動事由を変更して送信できること。 ・住基ネットから受信した住民票コード空きコード、転入通知情報と転出証明書情報の取込。一覧表への印字	・送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票記載事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報の再送信、再送信の際は異常となった部分を変更して送信できること。 ・住基ネットから受信した住民票コード空きコード、転入通知情報と転出証明書情報の取込。	・送信した各種情報を再送する場面に関しては、異動事由のみならず、氏名や性別の不整合等の異常の場合が考えられます。また、統合端末の操作中に該当者の本人確認情報を送付した場合、更新ロックが発生しエラーとなりますが、この場合異動事由の変更の必要は有りません。ここでは、「異動事由を変更」と言う限定した記載ではなく、様々なエラーに対応できるような機能を備える方向で記載した方がよいと思います。 ・空住民票コードを「一覧表へ印字する」必要は無いと考えます。基本的に空き住民票コードは一覧から選択する機能は具備してはならないと稼働当初から規定されており、一覧表で印字する必要性が不明です。記載を追加するとともに、空き住民票コードを取り込んだ場合、最低限「取り込んだ内容が確認できること」と記載する方がよいと考えます。また、転入通知情報、転出証明書情報に関しては統合端末で出力可能です。また、住民記録システムに取り込んだ場合、住民記録システム側で画面で取り込んだ対象が確認できるように工夫すべき（システムによっては実現済み）と思います。転入通知情報は自治体によっては量が多くなるため機能要件としては理解できますが、転入通知情報を一覧表で印字する目的がN o . 9 2にある機能のためならば、そちらの機能要件として記載をお願いします。転出証明書情報は住民が特例転入の届出をした場合に必要となる情報で、この運用を行う場合は統合端末の操作を伴いますし、その時点で統合端末から当該情報を印字可能です。一覧表として印字する必要は無いと考えます。さらに、敢えて個人情報「一覧表へ印字する」ことを標準機能要件とすることは情報漏洩の観点や、用紙等の費用が発生することから記載不要と考えます。	4	APPLIC等と連携して検討	0 J-LISと連携して検討する。
N o . 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	構成員	管内本籍者と管外本籍者について戸籍附票記載事項変更通知自動送信	管外本籍者について戸籍附票記載事項変更通知自動送信	すでに住記異動分を戸籍システムに取り込み自動更新を更新している本市としてはコスト（中間サーバ等の改修）が気になります。現在、各市と他自治体（送付分）では更新事由が異なっています。	4	APPLIC等と連携して検討	0 J-LISと連携して検討する。
N o . 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	構成員			現行システムに自動連携の機能はないため不要	4	APPLIC等と連携して検討	0 J-LISと連携して検討する。

該当項目	回答者	修正前の文	修文案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考		
N o. 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	構成員	管内本籍者と		誤記?	4 APPLIC等と連携して検討	0	J-LISと連携して検討する。		
N o. 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	構成員	転入・転出等の異動時に		誤記のため	4 APPLIC等と連携して検討	0	J-LISと連携して検討する。		
N o. 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	構成員	一覧表への印字		現行システムに本機能なし	4 APPLIC等と連携して検討	0	J-LISと連携して検討する。		
N o. 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	構成員	一覧表への印字		現行システムに本機能なし	4 APPLIC等と連携して検討	0	J-LISと連携して検討する。		
N o. 1 9 7 (CS連携/整合性確認)	構成員	CS側の本人確認情報との整合性を、定期的に確認できること		住記システムとCSの間に中間サーバの機器構成を構築する場合は、住記と中間サーバの本人確認情報との整合性を、定期的に確認できること	CSには、機能あり。中間サーバがないベンダーもある。	4	APPLIC等と連携して検討	0	J-LISと連携して検討する。
N o. 1 9 8 (CS連携/カード管理状況)	準構成員	住基カード	削除		住基カードは今後なくなっていく且つ様式が団体毎にバラバラであるため、標準化の対象外としてよいと考えます。	9	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	住基カードの取扱いについては、全体を通じて検討する。
N o. 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	準構成員				旧氏の履歴管理機能は必要です。パッケージでは、旧氏についても、氏名変更の履歴と同じように、変更があった場合、履歴を残し消線をつけて証明できるようにしています。また、変更前の旧氏を証明したくない場合も対応できるようにしています。制度的、運用上の観点で必要と判断した訳ではなく、旧氏の変更や誤記訂正の経緯を求められた場合、証明できるようにしておくべきと判断しています。	3	今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第7回検討会において議論する。
N o. 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	準構成員				旧氏の履歴管理機能は不要と考えます。国外も含み、他の市町村における旧氏の登録状況は、住基ネットの本人確認情報で管理されている。請求手続きの要否はあるが、各市町村で旧氏の履歴を管理する必要はないと思います。				
N o. 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	構成員				システム実装不要。 【理由】旧氏登録の履歴について、統合端末の管理で十分運用が可能である。				
N o. 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	準構成員				「※旧氏の履歴情報については、住基法改正に伴い、住基ネットの機能として実装していることから、履歴管理については重複機能と思われるため、構成員・準構成員におかれましては、旧氏の履歴管理機能の要否について、具体的な理由とともに備考欄にご記入ください。」 →ここでいう履歴管理が「通称の履歴」(登録市区町村まで管理していくようなもの)を指しているのか、単にデータ上の履歴を指しているのか、判断できませんが、前者であれば不要と考えます。後者は必要と考えますがシステムの更新の履歴をすべて持つことから必然的に実装されています。				
N o. 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	構成員				住記システム内の履歴管理については、H30.11.16の総務省からの事務連絡にて明確に必要な旨の記載がある。また、要望があれば、旧氏(与氏であるため)の変更履歴について、住民票の備考欄へ記載する想定であるため必要と思われる。				
N o. 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	準構成員				過去に使用した旧氏かどうかは本人確認情報から調べられ、また住民票上履歴は印字しないため、不要な機能と考えます。				
N o. 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	準構成員				旧氏の履歴情報について、氏名等の項目履歴と同様の履歴管理は必要と考えます。しかし、それを検索項目にする必要はないと考えます。				
N o. 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	構成員				最新の旧氏が判ればよく、住基ネット機能で良い。また旧氏の文字検索も、再入力することで対応可。(文字コードはマウスを充てるとポップアップされる等便利な機能が付くと良いと考えます。)				
N o. 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	構成員				住基ネットで確認できるので住記システムでの管理は不要と考えます。				
N o. 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	構成員				業務委託で住基ネットを触れない者も取り扱うことがあることと、法改正対応で機能を備えているベンダが多いと思われるので、仕様を含めて良いと考えています。				
N o. 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	構成員				旧氏の履歴は住民票の記載事項ではないため不要と考える				
基本要件1-2									
共通カスタマイズ要件書									
N o. A 1 9 ・ A 2 0 (特別永住者/切替予定数調査(年度・月))	準構成員				マイナンバーカードの切替予定調査も作成するか検討が必要です。	0	(この項目においては) 修正しない	0	標準仕様書の機能要件としては不要という意見が主であったため、記載しない。 EUCとしての対応が必要か(すなわち、当該統計・一覧表の要否が自治体ごとに異なり得る合理的な事情があるか。No.1参照)は別途検討する。
N o. A 1 9 ・ A 2 0 (特別永住者/切替予定数調査(年度・月))	準構成員				本機能は当社システムに搭載されていません。当社ユーザからの搭載希望の要望もありません。特に必要な機能ではないと思いますが、N o. 1 4 7の機能に含めて実装すれば、搭載は容易と思います。				
N o. A 1 9 ・ A 2 0 (特別永住者/切替予定数調査(年度・月))	構成員				システム実装不要。 【理由】年間で30~40件程度				
N o. A 1 9 ・ A 2 0 (特別永住者/切替予定数調査(年度・月))	準構成員				切替予定数調査について、弊社パッケージでは現状対応しておりません。				
N o. A 1 9 ・ A 2 0 (特別永住者/切替予定数調査(年度・月))	準構成員				入管庁ではなく自治体独自で使用していると考えられるため、不要な機能と考えます。				
N o. A 1 9 ・ A 2 0 (特別永住者/切替予定数調査(年度・月))	準構成員				切替予定数調査についてほとんどの団体では運用していないため、標準化対象外とするべきです。				
N o. A 1 9 ・ A 2 0 (特別永住者/切替予定数調査(年度・月))	構成員				集計表なのでEUCで充分足りると考えます。				
N o. A 1 9 ・ A 2 0 (特別永住者/切替予定数調査(年度・月))	構成員				本市の特別永住者数(15000人弱)からすると欲しい機能であるが、標準仕様書での必須機能とすべきかと言うと要らない自治体も多数あると思う。機能的にはEUC対応が可能と考える。				
N o. A 1 9 ・ A 2 0 (特別永住者/切替予定数調査(年度・月))	構成員	切替予定数調査について、年度別集計表の要否及び支所別(区役所別)の年度別集計表の要否	不要						
基本要件1-3									
個別カスタマイズ要件書[除く・業務関連]									
N o. B 7 (証明発行/発行番号記載)	準構成員	20200502 ●●市 本庁1 011 1/2	20200502 本庁1 0011 1/2 複数部数の証明を発行するとき、証明書発行番号は別の番号となる事		認証者の欄に市町村名があるため、証明書番号の欄には市町村名は不要と考えます。また、複数部数のときに同じ番号を出しては意味がありませんのでその旨を記載した方がよいと考えます。	3	今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	発行番号はどのようにあるべきかを第7回分科会において検討する。
N o. B 7 (証明発行/発行番号記載)	構成員	発行端末番号	発行端末(もしくはプリンタ)名番号		小規模拠点の他業務プリンタに出力する運用が有り得るため。サーバから出力処理を行うのであれば、要求端末・出力先プリンタいづれでも編集可能と考えられる。	3	今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	発行番号はどのようにあるべきかを第7回分科会において検討する。
N o. B 7 (証明発行/発行番号記載)	構成員		L3864以降を削除する		発行番号に、意味を持たせるのではなく、発行番号から、システム内で「発行日時、端末ID、対象者、部数、操作者、(用途)」が管理できればいいのではないかと	3	今回は事務局案を示さない(第7回分科会において議論する)	1	発行番号はどのようにあるべきかを第7回分科会において検討する。